

湯沢町第4期障がい者計画
湯沢町第7期障がい福祉計画
湯沢町第3期障がい児福祉計画

令和6年3月
湯沢町

目 次

第1章 計画策定の趣旨

I	計画策定の背景と趣旨	1
II	各計画の性格	2
III	計画の位置づけ	2
IV	計画の期間	3
V	計画の策定体制	4

第2章 障がい者を取り巻く現状

I	人口構造	7
II	障がい者・障がい児の状況	10
III	障がい者を取り巻く状況	14

第3章 湯沢町第4期障がい者計画

I	基本理念及び基本目標	44
II	施策の展開	46
I	社会参加の促進	46
II	生活の場・働く場の確保	49
III	障がい児支援の充実	51
IV	保健・医療の充実	54
V	障がい福祉サービスの充実と基盤整備	56
VI	日常生活の支援	58
VII	福祉のまちづくりの推進	60

第4章 湯沢町第7期障がい福祉計画・湯沢町第3期障がい児福祉計画

I	概要及び基本理念	63
II	障がい福祉サービス等の提供体制の確保	64
III	相談支援体制の確保	65
IV	障がい児の支援体制の確保	65
V	障がい者・障がい児に対するサービスの事業体系	66
VI	成果目標の設定	67
VII	活動指標	74

第5章 計画の推進体制

I	計画の推進と関係機関との連携	86
II	計画の進捗状況	87

資料編

I	湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画策定委員会委員名簿	88
II	湯沢町自立支援協議会委員名簿	89
III	計画策定経過	90

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国においては、少子高齢化の進行や社会情勢の変化により、障がいのある方の高齢化、重度化、重複化が進んでいます。同時に、ライフスタイルや家族関係、障がいへの意識など、障がいのある方の取り巻く環境の変化により、障がい福祉におけるニーズが増大化・多様化・複雑化しており、これらに対応した環境の整備が急務となっています。

このような中、国は、障がいのある方に係る様々な法の整備や改正を行っています。

平成23年8月の「障害者基本法」の改正では、障がいの有無によって分け隔てることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられました。また、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が施行され、身体・知的・精神に障がいのある方と難病指定を受けた方を対象に、法律に基づく福祉サービスの提供が開始されました。その後、障害者総合支援法は、平成28年6月・令和4年12月にそれぞれ改正され、生活・就労に対する支援の強化や地域生活支援体制の充実なども定められました。

平成22年12月の「児童福祉法」の改正では、児童通所支援や放課後等デイサービスが同法上に明記され、平成24年4月からサービスの提供が開始されました。その後、児童福祉法は、平成28年5月にも改正され、重度の障がいのある児童や医療的ケア児を支援するための体制づくり、自治体における障がい児福祉計画の策定義務などが明記されました。

その他にも、障がいのある方への虐待防止等を定めた「障害者虐待防止法」（平成23年6月制定）、国や自治体による障がい者就労施設等から物品等の調達を推進することなどを定めた「障害者優先調達推進法」（平成24年6月制定）、障がいを理由とする差別の解消を推奨することを目的とした「障害者差別解消法」（平成25年6月制定）、雇用分野における障がいのある方への差別の禁止等を定めた「障害者雇用促進法」（平成25年6月改正）、などが制定されています。

本町においては、平成13年4月制定の障害者基本法に基づき、「湯沢町障がい者計画」を策定し、平成18年度には「障がい福祉計画」を「障がい者計画」と一体的に策定しました。その後も「障がい者計画」は6年ごと、「障がい福祉計画」は3年ごとに見直しを行い、平成30年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、「障がい児福祉計画」を「障がい福祉計画」と一体的に策定し、計画に基づき障がい福祉施策を推進してきました。

この度の「湯沢町第4期障がい者計画」、「湯沢町第7期障がい福祉計画」及び「湯沢町第3期障がい児福祉計画」の各計画は、前期計画が令和5年度末に計画の満了期を迎えることから、湯沢町総合計画の基本政策である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」を推進する上で、障がい福祉施策の基本的方向性を示す指針として、策定したものです。

II 各計画の性格

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障がい者施策に係る福祉、保健、医療、社会参加の支援等、湯沢町の障がい者施策を総合的に推進するための計画として位置づけられます。

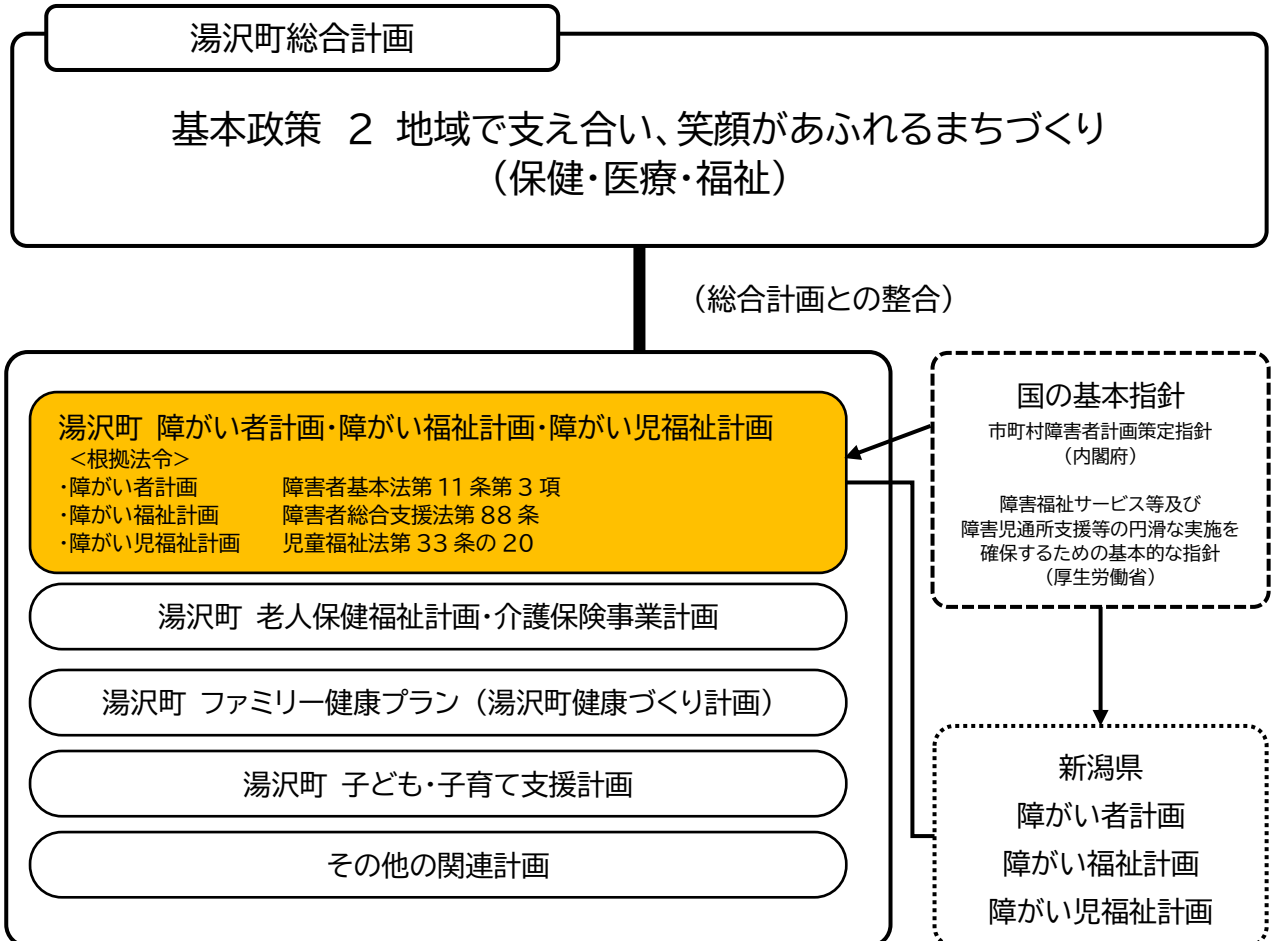
「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、必要とされる障がい福祉サービスの提供体制の確保や障害者総合支援法で定めるその他の業務を円滑に行うことを目的とした実施計画です。

「障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保や児童福祉法で定めるその他の業務を円滑に行うことを目的とした実施計画です。

III 計画の位置づけ

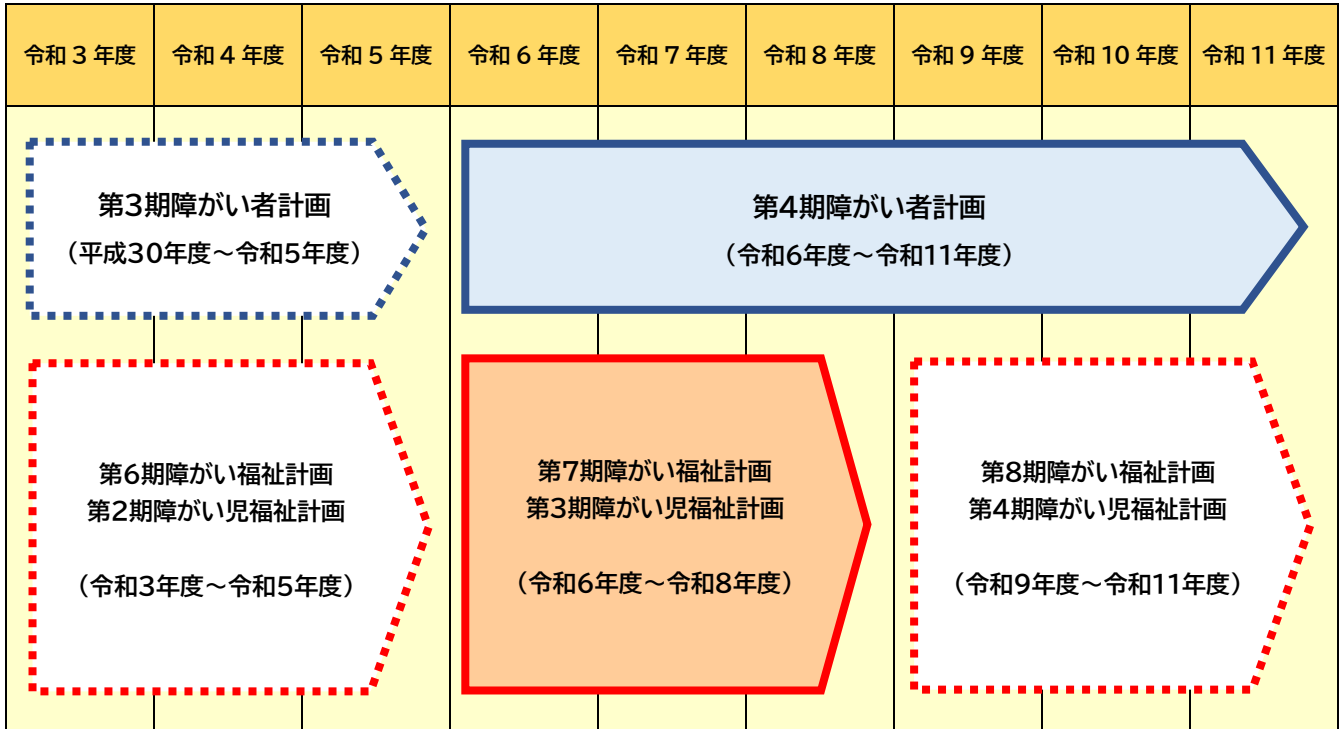
本計画は、各根拠法令の他、具体的な策定事項を定めた「国の基本指針」に即して、湯沢町の障がい福祉施策及び各種サービス等について策定を行います。また、町の上位計画である「湯沢町総合計画」や「湯沢町老人保健福祉計画・介護保険事業計画」、「湯沢町ファミリー健康プラン」、「湯沢町子ども・子育て支援事業計画」などの町の関連計画、新潟県が策定する計画とも整合性を持たせて策定します。

<本計画と他計画との関係図>



IV 計画の期間

「湯沢町第4期障がい者計画」は令和6年度から令和11年度までの6年間、「湯沢町第7期障がい福祉計画」及び「湯沢町第3期障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画の期間とします。



V 計画の策定体制

1 計画策定委員会

「湯沢町第4期障がい者計画」「湯沢町第7期障がい福祉計画」「湯沢町第3期障がい児福祉計画」は、相談支援事業所、障がい者関係団体等からなる湯沢町自立支援協議会（本会・湯沢町部会）において審議を行いました。委員構成は、本計画後段の資料編のとおりです。

2 対象者アンケート調査の実施

障がい者やその家族の湯沢町の障がい福祉に関する意識等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、アンケート調査を実施しました。

◆ 調査方法

対象者	調査の方法及び調査機関	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	郵送による配布回収 R5. 2. 10～R5. 3. 3	510 通	214 通	41.2 %
療育手帳所持者（知的障がい）				
精神障害者保健福祉手帳所持者				
手帳未所持者 （自立支援医療受給者等）				
障がい児通所支援事業所利用者				
特定医療費受給者（指定難病）				

3 事業所アンケート調査の実施

対象者へのアンケートの他、障がい福祉サービス等を提供する事業所に対してもアンケートを実施し、現在の事業所の状況、今後の利用者見込、当町への要望等についてご回答いただきました。事業所からの回答内容についても、計画策定の基礎資料として活用しました。

◆ 調査方法

調査対象	湯沢町、南魚沼市及び魚沼市において障がい福祉サービス等を提供する事業所で、湯沢町の対象者が利用する事業所
調査方法	郵便又は電子データによる配布・回収
調査期間	令和5年10月～12月

◆ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
19事業所	19事業所	100%

4 パブリックコメントの実施

令和6年1月31日～2月29日にかけてパブリックコメントを実施し、広く町民の方に意見を伺い、計画の参考とさせていただきました。

第1章 計画策定の趣旨

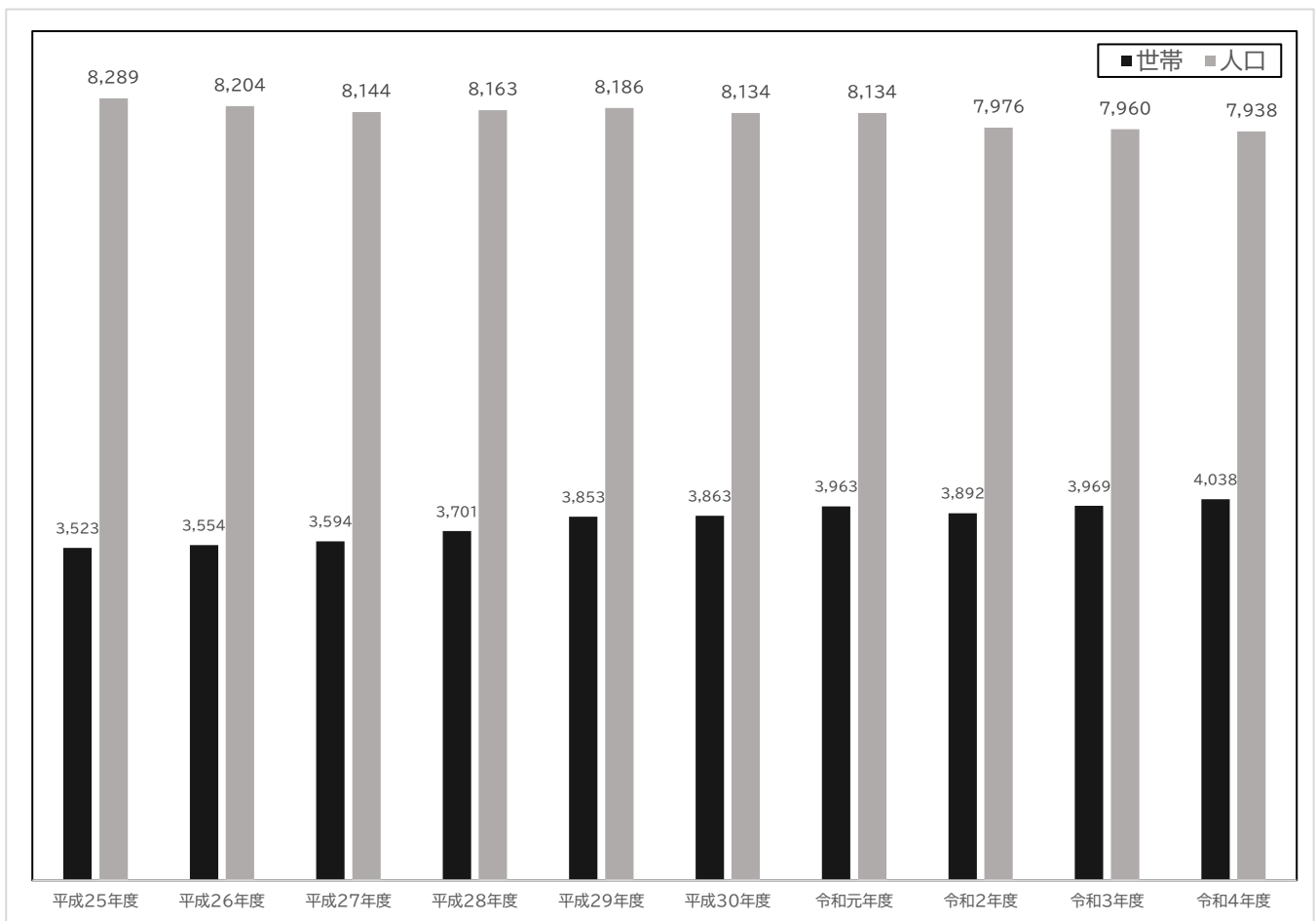
第2章 障がい者を取り巻く環境

I 人口構造

1 総人口・世帯数の推移

湯沢町の人口は、減少の一途を辿っていますが、世帯数は増加傾向にあります。
令和5年3月31日現在の人口は7,938人、世帯は4,038世帯となっています。

図 1-1 人口推移



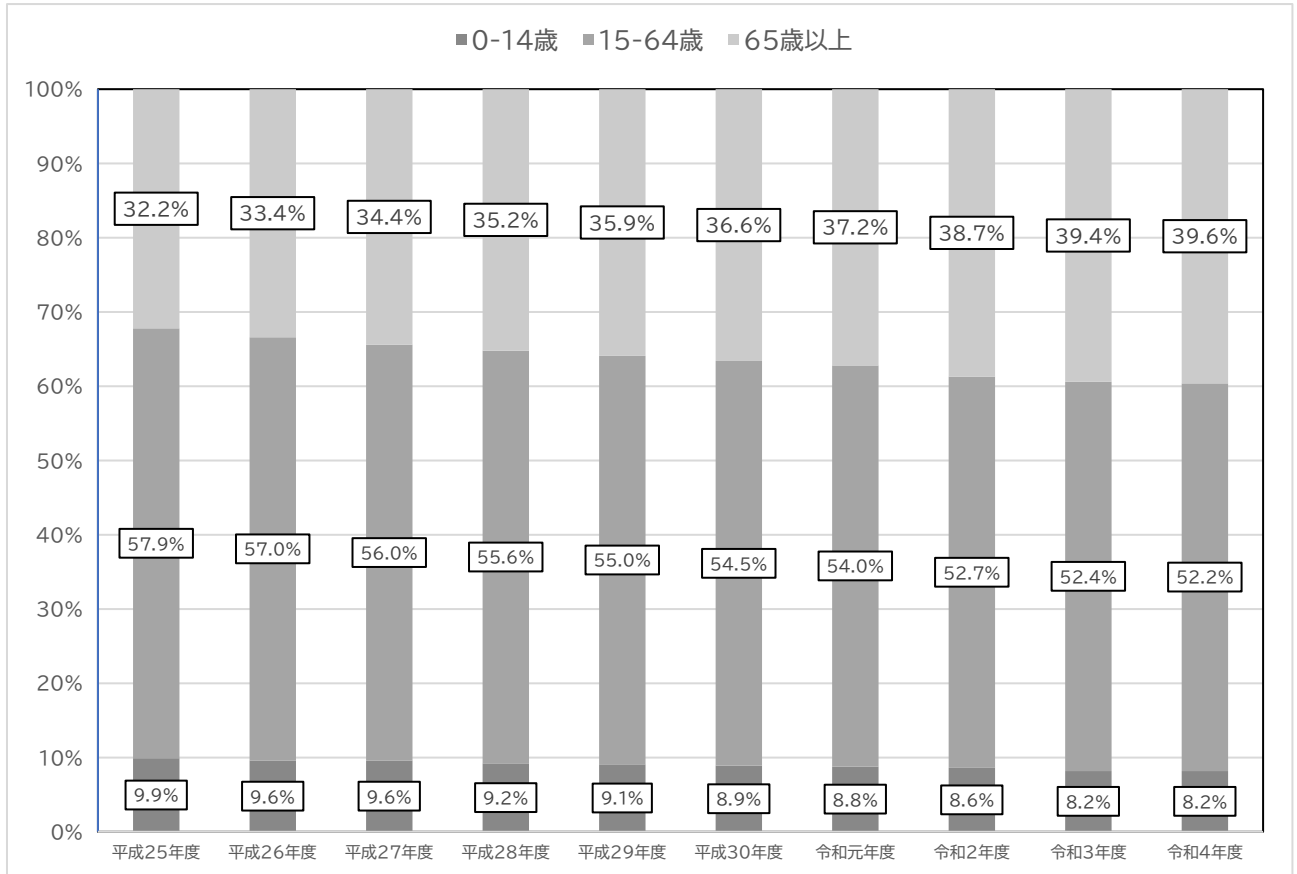
※ 住民基本台帳人口（各年度3月31日）

資料：町民課

2 年齢3区分人口構成比

年齢3区分人口構成では、15歳未満の年少人口割合及び15～64歳の生産年齢人口割合が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口割合の増加が見られます。

図1-2 年齢3区分人口構成比



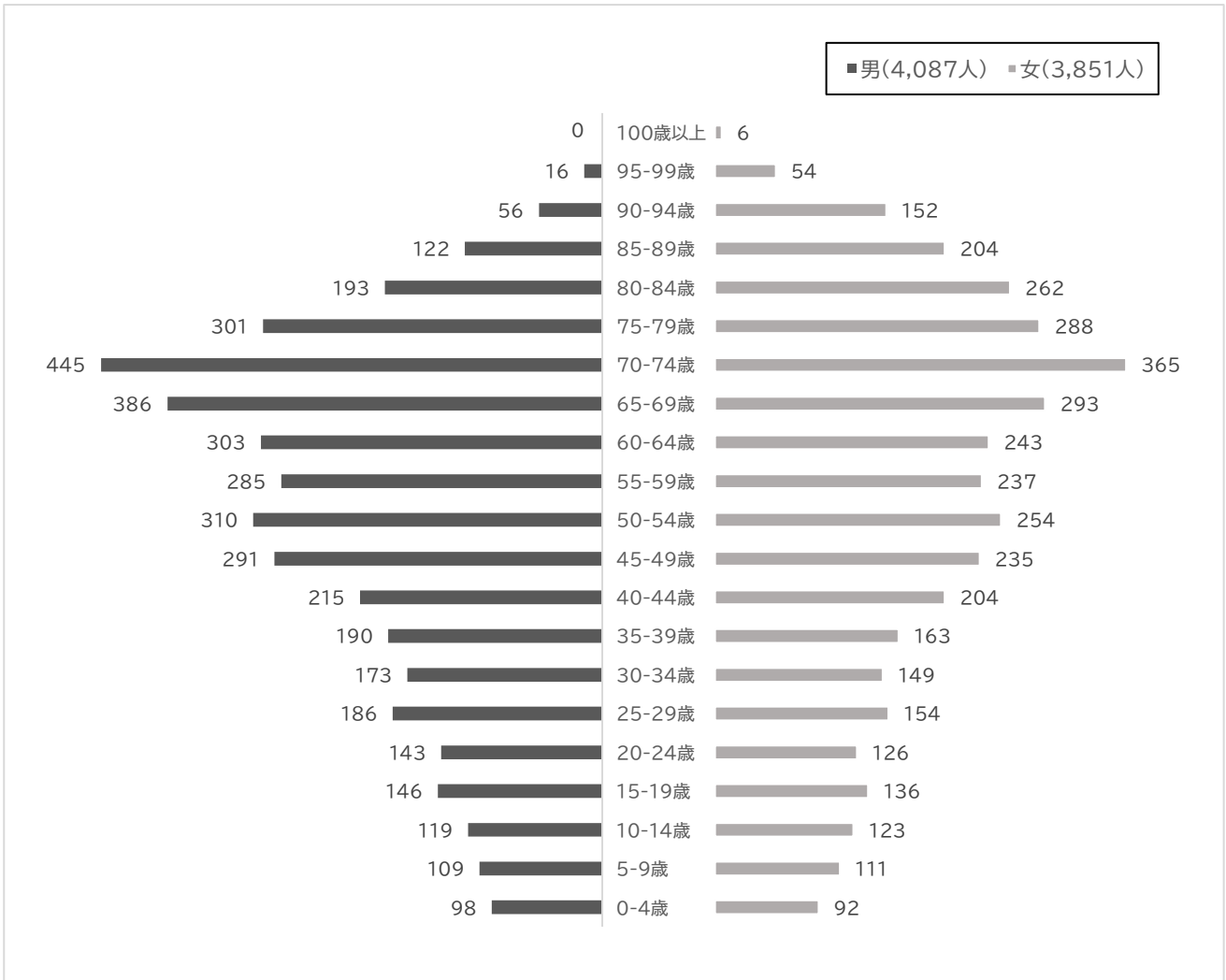
※ 住民基本台帳人口（各年度3月31日）

資料：町民課

3 人口ピラミッド

令和5年3月31日現在での人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく、将来の人口減少が予測される「壺型」となっており、加えて、年齢構成が高齢化している様子がうかがえます。

図1-3 人口ピラミッド（令和5年3月31日現在）



※ 住民基本台帳人口

資料：町民課

II 障がい者・障がい児の状況

1 障がい者等の人数の推移

平成29年度から令和4年度における手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の所持者数、自立支援医療（精神通院医療）・特定医療費（難病指定）の受給者数の状況は以下のとおりです。各手帳及び受給者別にみると、身体障害者手帳、療育手帳はほぼ横ばいとなっていますが、特定医療費（指定難病）、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療（精神通院医療）は年々増加しています。

また、令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口に占める障がい者等の人数の割合は、身体障害者手帳所持者が4.18%、療育手帳所持者が0.66%、精神障害者保健福祉手帳所持者が1.05%、自立支援医療（精神通院医療）受給者が1.61%、特定医療費（指定難病）受給者が0.76%となっています。

◆ 障がい者等の人数

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	320	324	329	328	334	332
（再掲）18歳未満	3	2	2	2	2	2
療育手帳	54	52	54	55	53	53
（再掲）18歳未満	6	4	3	3	4	5
精神障害者保健福祉手帳	62	70	66	71	75	84
（再掲）18歳未満	0	1	0	0	1	2
自立支援医療（精神通院医療） 受給者	104	111	118	120	121	132
（再掲）手帳未所持者	62	61	70	67	67	65
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	1	1
特定医療費（指定難病） 受給者	45	54	56	61	60	61
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	0	0

資料：湯沢町役場 福祉介護課（特定医療費（指定難病）を除く）
南魚沼保健所 地域保健課（特定医療費（指定難病））

2 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和4年度末時点において332人となっており、平成29年度から令和4年度にかけてほぼ横ばいとなっています。また、令和4年度末時点の身体障害者手帳所持者数の障がい別の内訳をみると、「肢体不自由」が最も多くなっています。

◆ 身体障害者手帳所持者数

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	103	105	101	103	95	100
（再掲）18歳未満	2	2	2	2	2	2
2級	53	52	52	49	48	49
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	0	0
3級	66	64	69	69	76	73
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	0	0
4級	63	63	66	66	75	69
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	0	0
5級	15	15	16	17	17	18
（再掲）18歳未満	0	0	0	0	0	0
6級	20	25	25	24	23	23
（再掲）18歳未満	1	0	0	0	0	0
合計	320	324	329	328	334	332
（再掲）18歳未満	3	2	2	2	2	2

資料：福祉介護課

◆ 身体障害者手帳所持者の個別等級から見た障がい種別状況(令和4年度末) 単位：人

	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体 不自由	内部障がい						合計	
					（再掲）							
					心臓	腎臓	呼吸器	直腸 膀胱	免疫	肝臓		
1級	5	0	0	21	59	38	19	1	0	0	1	85
2級	16	2	0	54	1	0	0	0	0	1	0	73
3級	3	1	2	41	32	5	16	10	1	0	0	79
4級	2	11	2	114	19	3	0	0	14	2	0	148
5級	3	1	0	53	0	0	0	0	0	0	0	57
6級	3	13	0	9	0	0	0	0	0	0	0	25
7級	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0	52
合計	32	28	4	344	111	46	35	11	15	3	1	519

資料：福祉介護課

※複数の障がいのある方がいるため、身体障害者手帳所持者数の合計と障がい種別の合計は一致しない。

3 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数は、令和4年度末時点で53人となっています。平成29年度から令和4年度において、手帳所持者数はほぼ横ばいとなっています。

◆ 療育手帳所持者数

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	18	18	18	18	16	15
(再掲) 18歳未満	3	1	1	1	1	1
B	36	34	36	37	37	38
(再掲) 18歳未満	3	3	2	2	3	4
合計	54	52	54	55	53	53
(再掲) 18歳未満	6	4	3	3	4	5

資料：福祉介護課

4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末時点で84人となっています。平成29年度から令和4年度にかけて、22人増となっています。

◆ 精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	9	10	9	10	11	13
(再掲) 18歳未満	0	0	0	0	0	0
2級	48	53	50	54	56	64
(再掲) 18歳未満	0	1	0	0	1	2
3級	5	7	7	7	8	7
(再掲) 18歳未満	0	0	0	0	0	0
合計	62	70	66	71	75	84
(再掲) 18歳未満	0	1	0	0	0	2

資料：福祉介護課

5 町内の障がい者関係団体

湯沢町には、障がい関係の当事者団体・家族会が3団体あり、それぞれが自主的な活動を行っています。

名称	会員数 (令和5年3月末時点)	目的・活動内容等
湯沢町身体障がい者協会 会長：吉田 直人	32人	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の福祉の向上のため、各種研修会や毎月1回の定例会を開催し、会員相互の連携と向上を図る。 ・月例会、南魚沼地区スポーツ大会の参加や親睦旅行、福祉大会への参加等。
湯沢町手をつなぐ育成会 事務局：湯沢町社会福祉協議会内	14人	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者の福祉の向上のため、各種研修会の参加や交流会等で会員相互の連携を図る。 ・会員交流会、福祉大会への参加等。
湯沢町精神障がい者家族会 事務局：湯沢町健康福祉部内	15人 (会員：7人) (賛助会員：8人)	<ul style="list-style-type: none"> ・同じ悩みを抱える家族が集うことで、家族同士が支え合い、精神面を癒す。 ・障がい者の社会復帰、社会参加の場を作るために活動を行う。 ・病気に対する理解を深め、障がい者との関わり方を学ぶ。

Ⅲ 障がい者・障がい児を取り巻く環境

1 社会参加の状況

障がい者にとって、文化・スポーツ・レクリエーション活動は、障がいの軽減や機能回復のみならず、社会参加を通じた生きがいの創出や仲間作りにつながる価値ある機会です。湯沢町では、障がい者の社会参加を促す以下の事業が実施されています。

◆ 社会参加支援事業

サービスの種類	事業名等
移動に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者タクシー利用料金助成事業 ・身体障がい者用自動車改造等助成事業 ・身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業 ・福祉バスの運行 ・障がい者施設通所交通費助成事業 ・高齢者等路線バス運賃助成事業（令和元年7月～）
スポーツ振興に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・MSG（南魚沼市立総合支援学校）スポーツクラブ主催事業等への参加 ・NPO 法人ユースポ！主催の障がい者スポーツ講習会実施
啓発・普及に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙による情報提供 ・ホームページへの情報掲載
交流の場づくり等に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者地域間交流事業【ふれあいサロン】 ・地域活動支援センターI型【コスモス】 ・ふれあい福祉健康フェスティバル等、各種イベントへの参加 ・ひきこもり対策自立支援事業（令和3年4月～）

資料：福祉介護課

町内に適当な障がい者支援施設がない場合には、南魚沼市や魚沼市といった遠方の施設を利用しなければなりません。そのために、外出にかかる負担を軽減するような支援が必要とされてきました。また、冬期間の移動は、障がい者や送迎を行う介護者にとっては負担が大きくなってしまっているのが現状です。

それに対し、町ではこれまで移動に関する事業として、「心身障がい者タクシー利用料金助成事業」、「障がい者施設通所交通費助成事業」による費用助成、「福祉バス」による移動支援、「身体障がい者用自動車改造等助成事業」や「身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業」による自動車関連の助成を実施してきました。令和元年7月からは、65歳以上の高齢者及び障がい者手帳が交付されている方で、運転免許証を持っていない方を対象とした「高齢者等路線バス運賃助成事業」を開始しました。

交流の場づくりについては、精神の病気や障がいにより外出の機会が少なく家に引きこもりがちな方を中心に、平成11年度より町社会福祉協議会による「障がい者地域間交流事業【ふれあいサロン】」を行っているほか、平成18年度より相談支援センターみなみうおぬまによる地域活動支援センターI型事業【コスモス】（創作的活動、生産活動の機会の提供や地域ボランティア育成などの促進を図る事業）を行っています。また、令和3年4月からは、ひきこもりやその恐れのある方を対象に、ボランティア等の機会を提供し、社会参加及び人との交流を促進することを目的とした「ひきこもり対策自立支援事業」を開始しました。

スポーツ振興ではMSGスポーツクラブ主催事業への参加や、NPO法人ユースポ！主催で障がい者スポーツの講習会を行い、今後さらに広めていく方針です。また「ふれあい福祉健康フェスティバル」等のイベントにおいても、障がい者施設、障がい者団体、MSG（南魚沼市立総合支援学校）カフェの出店、ふれあいサロンなどによる成果品の出品ブースを設け、交流の機会拡大を図っています。

【課題】

移動に関する支援では、これまでの支援の他、令和元年7月から開始した「高齢者等路線バス運賃助成事業」により、高齢者の他、障がい者手帳の交付を受けている方の移動の機会が増加しました。しかし、令和2年3月からの新型コロナウイルス感染症の影響により、施設等の利用制限やバス・タクシーの利用控えで、移動の機会が大きく減少することとなりました。令和5年5月からは、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類となり、移動の機会が感染禍以前の状態に戻りつつあります。今後は、利用を控えていた対象者や新たに事業を利用する方に対して、広報等による周知や窓口来庁時における案内を積極的に行い、サービスにつなげていくことが必要となります。

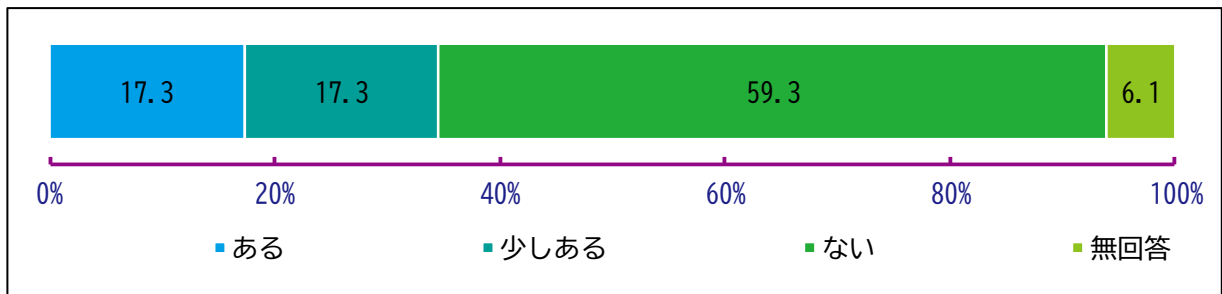
また、湯沢町公民館でそれぞれ週1回実施している「ふれあいサロン」「コスモス」については、これまでも利用者の減少が顕著となってきましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、利用者が大幅に減少しました。今後は、移動に関する支援と同様、利用者を増やすための取組を実施していく必要があります。

2 障がい者差別・共生社会の理解に関する状況

障がい福祉に関するアンケートにおいて、障がいのために差別を受けたり、嫌な思いをしたことのあると回答した方は、「ある」「少しある」の合計で3割超えます。また、「ある」「少しある」と回答した方で、どのような場面でそれを受けたかの設問では、外出先や学校・仕事場と回答した方の割合が多くなっています。

◆ 差別等を受けた経験

Q. あなたは、障がいがあることでや嫌な思いをする（した）ことがありますか。



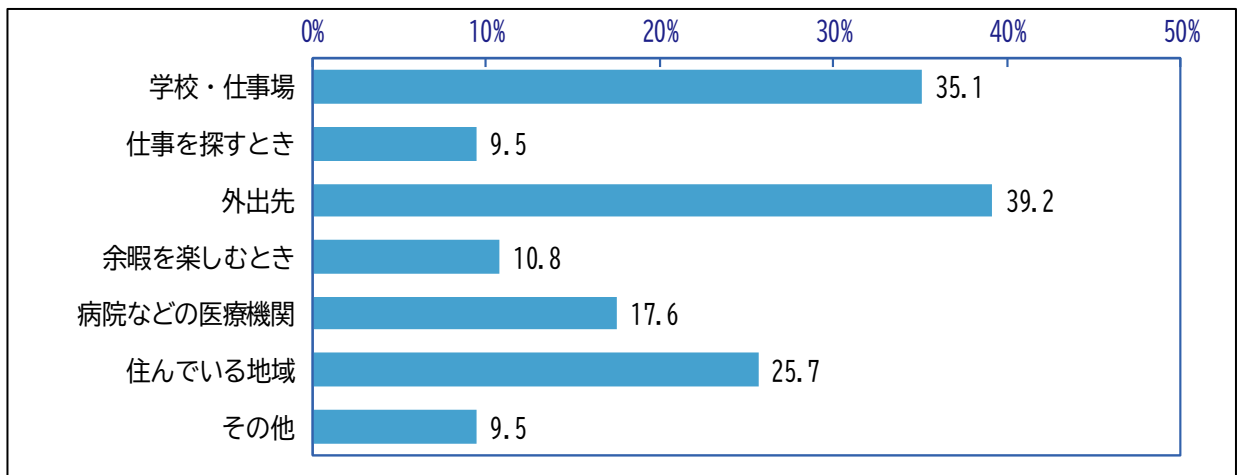
「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より

(回答者数：214人)

◆ 差別等を受けた場面

Q. どのような場所で嫌な思いをしましたか。

(※「あり」・「少しあり」を回答した方のみ回答対象)



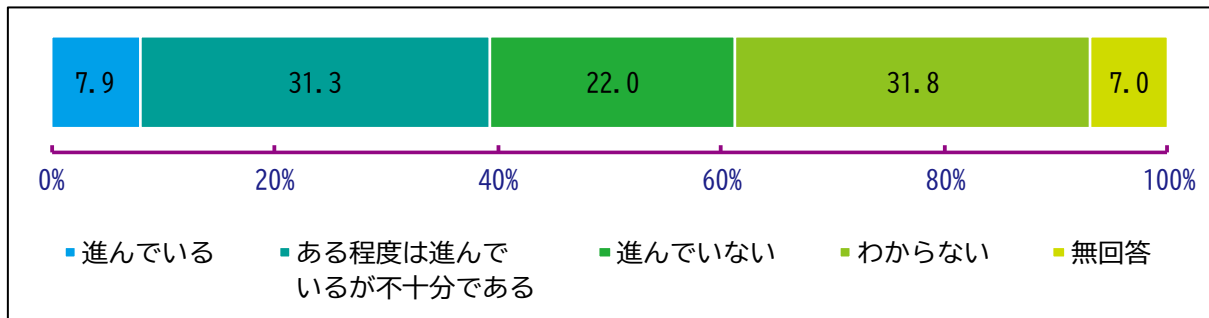
「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より

(回答者数：74人)

共生社会についての設問では、その理解が「進んでいる」と回答した方は、全体の1割にも届いていません。また、共生社会への理解促進に必要なこととしては、町の広報紙などで障がいに対する理解を呼びかける・「学校などでの福祉教育を充実する」が約3割などとなっています。

◆ 共生社会への理解

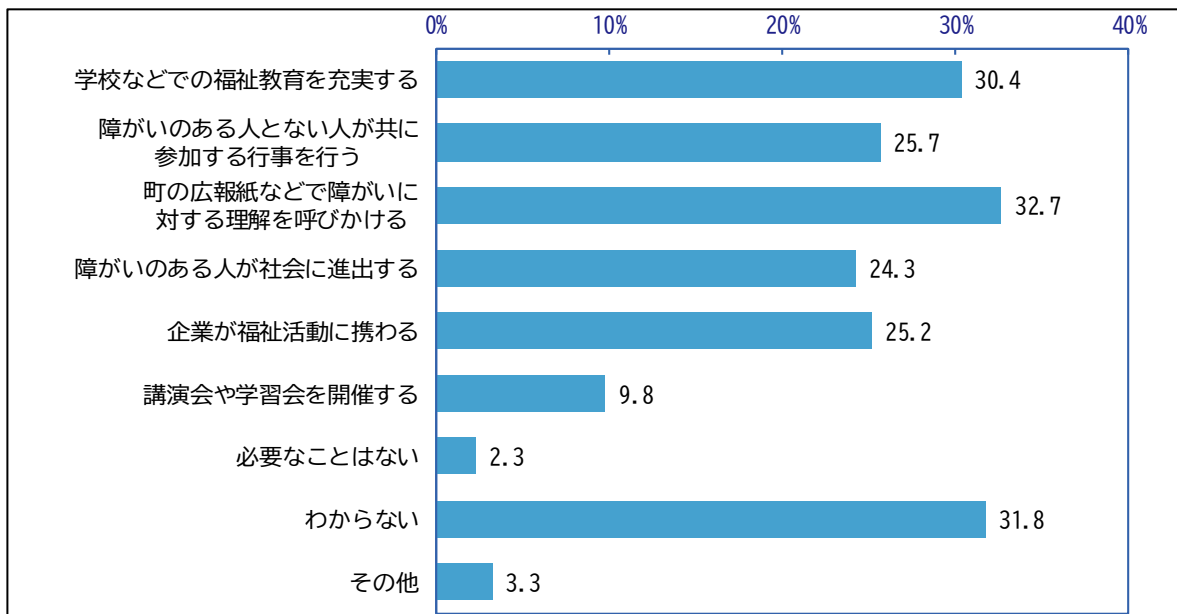
Q. 障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを「共生社会」と言います。あなたにとって、この「共生社会」の理解は進んでいると思いますか。



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：214人)

◆ 共生社会への理解

Q. あなたは地域において、「共生社会」への理解を進めるために必要なことは何だと思いますか。【複数回答】



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：214人)

【課題】

平成28年4月に施行された障害者差別解消法においては、障がいの有無にかかわらず、分け隔てなく生活できる「共生社会」を目指すことが掲げられています。しかし、アンケートの結果によれば、障がい者等の生活する場面において、外出先や学校・仕事場において差別による嫌な思いをされた方が多くいることが分かりました。また、アンケートの結果から「共生社会」についての理解についても、なかなか進んでいない状況となっています。

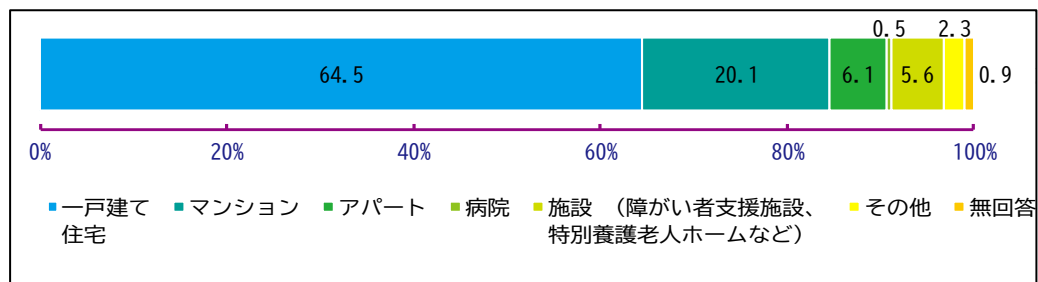
障がいのある方が地域の中で差別を受けることがなく、社会の一員として支え合いができるよう、共生社会の実現に向けた取り組みを行っていく必要があります。

3 生活の場・働く場の状況

対象者アンケートによる調査で、現在生活しているところを尋ねた設問では、約6割の方が一戸建て住宅、約2割の方がマンションと回答しました。また、今後の生活の場を訪ねた設問では、約66%が今のままの生活を続けたい、約16%が家族と一緒に暮らしたい、約2%の方がグループホームなどで生活したい、などと回答しました。

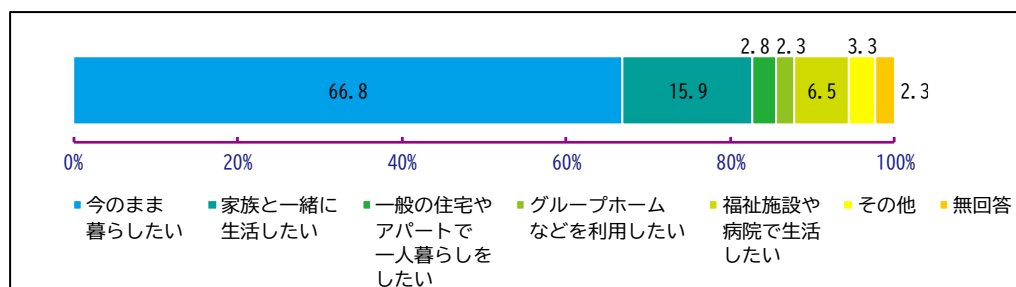
◆ 居住形態（アンケート）

Q. あなたは現在どこで生活していますか。



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：214人)

Q. あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：214人)

また、障がい者等の生活する場として、障がい者施設やグループホームがあります。障がい者施設及びグループホームに入所している方は、下記のとおり推移しています。

◆ 居住形態（施設入所支援・グループホームの入所者）

単位：人（各年度末）

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施設入所支援	9	10	10	9	8	8
グループホーム (共同生活援助)	4	4	7	7	6	6

資料：福祉介護課

障がい者雇用への取り組みとしては、ハローワーク南魚沼、行政、事業所、特別支援学校など関係機関が連携し、各種会議や情報交換、諸問題への対応を行う「障がい者雇用連絡会議」や「魚沼地区の福祉・労働関係機関及び特別支援学校進路指導担当者連絡会議」があります。

就労に関する障がい福祉サービスとして、一般就労へ向けて作業や企業実習を行ったり、適性にあった職場探しや就労後の定着支援等を行う「就労移行支援事業」、障がいにより一般企業に雇用されることが困難な人に対し、通所での作業の場を提供する「就労継続支援事業（A型：雇用型、B型：非雇用型）」があります。町内及び近隣の提供事業所における就労支援事業利用者数は次のとおりです。

◆ 就労支援事業利用者数

単位：人（各年度末）

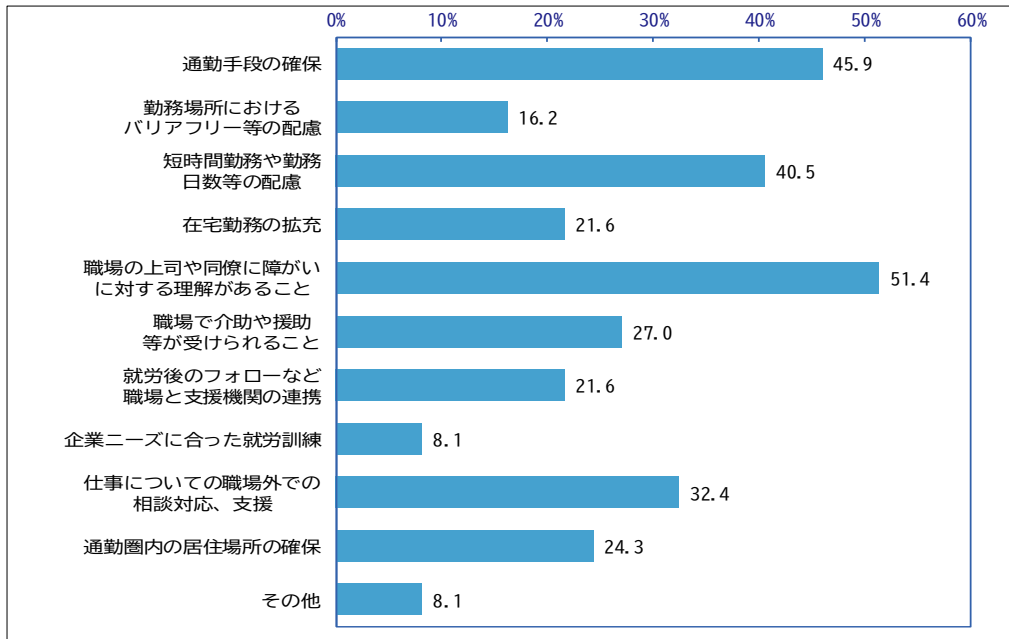
事業所名	提供サービス	定員	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
あさひばら (湯沢町)	就労継続支援 B型	20	7	8	8	9	10	9
セルフこぶし工房 (南魚沼市塩沢)	就労移行支援	6	0	0	0	1	1	0
	就労定着支援	-	0	1	1	1	0	0
	就労継続支援 B型	34	3	3	3	3	3	3
魚野の家 (南魚沼市六日町)	就労移行支援	6	1	1	0	0	0	0
	就労継続支援 B型	34	1	2	3	2	2	1
あめのちはれ (南魚沼市六日町)	就労継続支援 B型	20	0	0	0	0	2	1
工房とんどん (南魚沼市浦佐)	就労継続支援 B型	14	0	0	0	1	1	1
魚沼わさび苑 (魚沼市小出)	就労継続支援 A型	20	0	0	0	0	0	1

資料：福祉介護課

また、対象者アンケートにおいて、障がい者の就労支援に必要なことを尋ねる設問では、約5割の方が「職場の上司や同僚に障がいに対する理解があること」、約4割の方が「通勤手段の確保」や「短時間勤務や勤務日数等の配慮」と回答しました。

◆ 働く上での条件（アンケート）

Q. あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答】



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：37人)

【課題】

魚沼地域においては、グループホーム開設、就労継続支援A型事業所の開設、就労継続支援B型事業所の定員増などがここ数年で整備され、町の障がい者にとってもサービスの選択肢が広がってきています。しかし、現在町内に整備されているサービスは「あさひばら」における就労継続支援B型事業のみとなっています。また、かねてから要望のあるグループホームの設置についても、今回の対象者アンケートより一定のニーズは確認できますが、未だ整備に至っていないのが現状です。

また、働く上での必要な条件としては、対象者アンケートの結果から「職場の障がい者への理解」「通勤手段の確保」が上位回答となっています。また、事業所アンケートを回答した事業所からは、障がい者雇用を実施する業種と障がい者が結び付けられるような仕組みづくりがあるとよい、との意見がありました。

こうした状況やアンケート結果を踏まえて、町の障がい者が住み慣れた地域において、就労訓練や集団生活を行うことのできる場の確保、障がい者の権利擁護に向けた取り組みの実施、通勤環境の整備、障がい者雇用とのマッチングが可能となる仕組みづくりを実施していく必要があります。

4 保育・教育の状況

町では、平成26年度に町内全ての小学校と中学校を統合し湯沢学園が、平成28年度には町内全ての保育園を統合し湯沢認定こども園（以下「こども園」）が開園し、保小中一貫教育をスタートさせました。保小中一貫教育を実施する中で、障がいのある子どもやその保護者への支援体制も整備しています。こども園では加配保育士などによる個別支援、湯沢学園では知的障がい及び自閉症・情緒障がいの特別支援学級や通級指導教室の設置による学校教育を実施しています。また、放課後や週末等に安心して生活できる居場所として、放課後児童クラブも設置しており、障がいのある子どもの受け入れも行っています。この他、総合子育て支援センター（通称：ジャンプラネット）による子どもの保護者や保育士・教員からの相談に応じる体制や、一時療育事業（親子遊び教室）やことばの教室などの様々な事業を実施しています。

町の支援体制の他にも、南魚沼市立総合支援学校などによる学校教育、南魚沼保健所による療育相談など、地域内にある他の機関からも支援を受けることができます。

◆ 障がい児保育の状況

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい児保育 (こども園)	2	2	3	2	1	2
障がい児保育 (児童クラブ)	3	4	3	1	1	1

資料：子育て支援課

◆ 特別支援学級の状況（令和4年度末）

単位：人

	小学部		中学部		合計	
	学級数	児童数（人）	学級数	生徒数（人）	学級数	児童生徒数（人）
知的障がい	3	19	1	8	4	27
自閉症・ 情緒障がい	1	6	1	3	2	9
合計	4	25	2	11	6	36

資料：子育て支援課

◆ 通級による指導の状況（令和4年度末）

単位：人

	こども園	小学部	中学部	合計
言語障がい	4	5	0	9
発達障がい	0	12	5	17

資料：子育て支援課

第2章 障がい者を取り巻く環境

◆ 支援学校への通学状況（令和4年度末）

単位：人

	小学部	中学部	高等部	合計
南魚沼市立総合支援学校	0	1	3	4
新潟県立小出特別支援学校	0	0	0	0

資料：子育て支援課

◆ 支援を要する子どもへの支援体制の状況

単位：人（各年度末）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
こども園 加配保育士配置数	7	7	7	7	7	7
湯沢小学校 介助員配置数	8	8	8	8	8	8
湯沢中学校 介助員配置数	2	2	2	2	2	2

資料：子育て支援課

◆ 早期療育及び親へのサポート

実施主体	名称	対象	目的	内容
町	一次療育事業 (親子遊び教室)	運動機能の遅れ、言葉の遅れ、集団行動になじみにくいなど、発達において支援を要する子どもとその保護者	親が子どもの発達を理解し、親子の関わりや遊びを通じて社会性やコミュニケーション力の発達を促す。	感覚刺激、言語刺激、視覚刺激、運動機能を促す遊び・親同士の話し合い（月2回開催）。
	発達支援事業 (のびのび教室)	集団行動に遅れてしまう、集中が続かない、姿勢が崩れやすいなど、学校生活においてつまずきの心配がある年長児	小学校入学後に不応を招かない（つまずきが生じない）ため、学校生活に順応できる力が身につくよう促す。	小学校生活の疑似体験を通じて集団生活で求められる適切な態度（姿勢良く座る、待つ、人の話を聞く、自分の意志を伝える、ルールを守るなど）を身に付ける練習を少人数で行う（月2回開催）。
	発達支援事業	こども園年長児	子どもの発達をアセスメントし、子どもを理解する。	絵画語彙検査、WISC検査を通じて保護者と子どもを理解し、子どもの発達を促す関わりを一緒に考える。
	湯沢学園 健康対策事業	湯沢学園の園児・児童・生徒	いろいろな運動をさせることで、様々な神経回路の形成を促し、神経系の発達、運動機能、認知機能の向上を図る。	体力測定の実施、運動遊びの展開、スキヤモンの発達曲線の活用。
学校	ことばの教室 (言語障がい通級指導教室)	構音障がい、吃音、言語の発達等に遅れがある児童・生徒	コミュニケーションが円滑に行えるように訓練を行う。	言語障がい通級指導教諭による言語訓練（園児についても教育相談の一環で実施）。
	かがやき教室 (発達障がい通級指導教室)	落ち着きがない、集中力にかけると行動発達上の課題がある小学生	本人の抱える課題に応じた指導により発達を支援する。	発達障がい通級指導教諭による個別児童（園児についても教育相談の一環で実施）。
南魚沼保健所 (県)	療育相談 (子どもの発達相談)	運動及び精神機能の発達に遅れや障がいをきたす恐れのある乳幼児	遅れや障がいの治癒・軽減を図り、健全な発達を促す。	医師による診断及び適切な療育上の指導、必要な療育施設及び療育ケアの紹介

資料：子育て支援課

【課題】

障がいのある子どもがいきいきと個性を発揮し、その能力特性を最大限に伸ばしていくためには、成長のあらゆる段階において、一人一人の障がいの種類、程度、能力、適性等に応じた適正な教育、育成、相談を行える場や療育及び訓練の場が継続的に必要です。また、障がいのある子どもやその家庭を支援するにあたり、町の特定の担当部署のみが支援するのではなく、支援に関わる担当部署間で情報の共有や連携を取り、総合的に支援できる体制を構築する必要があります。

また、障がいに対する認識や理解不足から、対応の遅れや誤った対応がなされる場合もあります。このため、障がいの特性とそれに対する配慮がなされるよう、障がいへの理解促進啓発を務めていく必要があります。

5 保健・医療の状況

町の保健分野においては、日々の生活習慣の積み重ねから引き起こされる疾病による障がい等を予防するために、以下のような事業を実施しています。また、健康増進や介護予防の観点からも、地域で気軽に参加できる健康体操教室などを、関係機関と連携しながら支援しています。

◆ 健康の保持・増進及び障がいの予防、早期発見のための事業

事業区分	内 容
健診事業	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診 ・妊婦健診 ・特定／基本健診、がん検診
健康教育 健康相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査事後指導 ・各種健康教室 (健康増進教室・温水健康体操教室・元気パワーアップ倶楽部等)
訪問相談事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問 ・2か月児訪問 ・健康診査事後指導フォロー訪問

資料：健康増進課

障がい福祉分野にて実施する医療サービスにおいては、障害者総合支援法に定める医療費給付制度の他、重度心身障がい者医療費（県障）助成や町独自の医療費助成制度を実施しています。

◆ 障がい者医療費受給者数

単位：人（各年度末）

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
自立支援 医療	更生医療	23	27	27	23	23	20
	育成医療	3	3	3	2	1	1
	精神通院 医療	104	111	118	120	121	132
重度心身障がい者医療 (県障)		237	242	240	233	233	235

資料：福祉介護課

◆ 町単独の医療費助成制度申請者数

単位：人（各年度末）

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
精神障がい者 医療費助成	入院分	16	16	17	13	9	12
	通院分	61	60	58	71	65	66

資料：福祉介護課

【課題】

町では、湯沢町ファミリー健康プラン（町の健康づくり計画）に基づき、町民の健康意識を引き上げ、より良い行動化を推進するために、各種健診事業等の保健事業を通じて、障がいの発生予防、障がいの早期発見・早期療育、適切な療育支援の推進を図っています。

障がいの発生予防として最も基本となるのは、規則正しい生活習慣を身につけることであるため、若年層の朝食の欠食、全年齢層における運動習慣の未定着などの課題に対し取り組みが必要です。中でも、メタボリックシンドロームは脳卒中による麻痺などの障がいや糖尿病性腎症による腎臓機能障がいなどにつながることから、障がいの発生予防のためにも、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の数値を増加させることが課題であり、運動習慣定着化と併せて取り組んでいく必要があります。

6 障がい福祉サービスの状況

(1) 訪問系サービスの状況

訪問系サービスは、障がい者が在宅にて生活できるよう、自宅内での介護や外出時の移動の支援を行うサービスです。訪問系サービスの平成29年度から令和4年度までの利用者数及び令和4年度時点での町における提供体制は、以下のとおりです。

◆ 訪問系サービスの利用者数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
居宅介護	16	15	15	16	13	12
重度訪問介護	0	0	0	0	2	2
同行援護	0	0	0	0	0	0
行動援護	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等 包括支援	0	0	0	0	0	0

資料：福祉介護課

◆ 町における訪問系サービスの提供体制

	令和4年度末における提供体制	備考
居宅介護	◎	
重度訪問介護	◎/△	「△」の事業所は令和3年3月よりサービス提供開始。
同行援護	—	
行動援護	—	
重度障がい者等 包括支援	—	

資料：福祉介護課

凡例 ◎：町内事業所により提供可能 ○：町以外の魚沼圏域の事業所より提供可能
 △：魚沼圏域外にある新潟県内の事業所で、事業所が町への訪問等を行うことにより提供可能
 —：近隣での提供可能な事業所がない、又は過去に利用実績が全くない

【課題】

居宅介護の受給者は、より重度の障がいのある方が重度訪問介護へ移行したため、受給者数が減少しています。居宅介護については、現在の利用者に対して継続的に支援を行う他、在宅にて生活を希望する方に対してサービスを提供できるよう、情報提供を行っていくことが重要です。また、受給者が増加した場合にも対応できるよう、事業所に対してヘルパーの確保や養成を図るための必要な情報を周知する必要があります。

重度訪問介護の受給者は、サービス提供開始となった令和3年度以降、2名となっています。より重度の障がいのある方に対して、現在のサービス提供を維持できるよう、支援体制を確保し続ける必要があります。

同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援は、町内及び近隣に事業所がない状態となっています。これら未実施のサービスについては、障がい者の生活状況等を踏まえた上で、提供体制を確保することが必要です。

(2) 日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスは、障がい者が日中過ごす場の提供や、生産活動を通じて知識や能力の向上のための必要な訓練等を行うサービスです。日中活動系サービスの平成29年度から令和4年度までの利用者数及び令和4年度時点での町における提供体制は、以下のとおりです。

◆ 日中活動系サービスの利用者数

単位：人

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護給付	短期入所 (福祉型)	1	1	0	0	4	3
	短期入所 (医療型)	0	0	0	0	0	0
	療養介護	1	1	1	2	2	2
	生活介護	19	16	18	19	17	16
訓練等給付	就労移行支援	2	1	1	1	2	3
	就労継続支援 (A型)	0	0	0	0	0	1
	就労継続支援 (B型)	15	15	16	18	19	20
	就労定着支援	-	1	1	1	1	0
	自立訓練 (機能訓練)	0	1	1	0	0	0
	自立訓練 (生活訓練：日中)	5	3	1	1	1	0
	自立訓練 (生活訓練：夜間)	5	3	1	1	1	0

資料：福祉介護課

◆ 町における日中活動系サービスの提供体制

		令和4年度末における 提供体制	備考
介護 給付	短期入所（福祉型）	○	
	短期入所（医療型）	-	
	療養介護	△	医療と常時介護を必要とする重度の障がいのある方が利用 するサービス。 国立病院機構新潟病院（柏崎市）・国立病院機構西新潟中 央病院（新潟市）など県内4か所の施設がサービス提供。
	生活介護	◎/○	
訓練 等 給付	就労移行支援	○	
	就労継続支援（A型）	○	
	就労継続支援（B型）	◎/○	
	就労定着支援	○	
	自立訓練 （機能訓練）	△	身体機能・生活能力の維持向上のため一定の支援が必要な 方に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必 要な訓練を行うサービス。 新潟県障害者リハビリテーションセンターなど県内3か所 の施設がサービス提供。
	自立訓練 （生活訓練：日中）	○	
	自立訓練 （生活訓練：夜間）	○	

資料：福祉介護課

凡例 ◎：町内事業所により提供可能 ○：町以外の魚沼圏域の事業所より提供可能
△：魚沼圏域外にある新潟県内の事業所を利用することで提供可能
-：近隣での提供可能な事業所がない、又は過去に利用実績が全くない

【課題】

（介護給付）

介護給付として、魚沼圏域で提供可能となっているサービスは、生活介護と短期入所です。

生活介護は、町内では湯沢町社会福祉協議会がサービスを提供しており、施設入所支援や共同生活援助を利用している方や、町に居住している方が施設へ通所し、日中の支援や創作的活動・生産活動といった社会参加の提供を受けることができるサービスです。利用者は、平成29年度から令和4年度にかけてほぼ横ばいとなっております。今後、サービスを提供するにあたり、利用者が継続的に利用することができるよう、事業所と連携を取りながら現在の体制を維持していくことが重要となっています。

短期入所は、障がい者を普段から支える家族が急病等により支援が出来なくなった場合に、施設へ一時的に入所し、そこで支援を受けることができるサービスです。現状では、町外にある事業所を活用することで、サービスの提供が可能となっています。しかし、このサービスを利用しようとしたときに、受け入れる事業所に空きがなければ、利用者は施設を利用することができません。また、町では、地域生活支援拠点における「緊急時の受入・対応」が令和5年度時点で未整備となっています。短期入所を利用する方、特に急を要する方へ対応するための環境整備が急務となっています。

(訓練等給付)

訓練等給付のサービスは、町内にある就労継続支援B型事業所の「あさひばら」をはじめ、町外の事業所を利用することにより、サービスが提供可能となっています。サービスの分類は、就労系サービスと自立訓練に分けられます。

就労系サービスは、障がい者が就労するための必要な知識の付与や生産能力向上のための訓練、就労後の継続的な指導・助言などを受けることができるサービスです。利用者の推移としては、魚沼圏域に新たな就労支援B型事業所が開所したことに伴い、利用者がやや増加傾向にあります。また、各年度においては、就労継続支援B型を利用する方が最も多く、その他のサービスは少数となっています。

町内における就労系サービスを唯一提供している「あさひばら」においては、一定数の利用者があるものの、定員を満たさない状況となっています。また、就労における知識や技能が向上している方であっても、企業等への就労に対する不安などから、就職までに結びつかないケースが大半となっています。就労系サービスにおいては、就労を希望する障がい者に対して、身近な地域で就労に向けた知識や訓練を受けられる場の情報提供や、就労に結び付けられるための必要な支援を行っていくことが重要となっています。

自立訓練は、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うためのサービスです。現状では、町外にある事業所を活用することで、サービスの提供が可能となっていますが、利用者の推移としては、平成29年度をピークに少なくなっています。今後、サービスを提供するにあたり、日常生活において訓練を希望する方や訓練によって生活能力の向上が期待できる方を対象に利用の提案を行い、サービスに結び付けていくことが重要となっています。

(3) 居住系サービスの状況

居住系サービスは、施設やグループホームへの入所により、その施設内にて生活上の支援を受けることができるサービスです。平成29年度から令和4年度までの利用者数及び令和4年度時点での町における提供体制は、以下のとおりです。

◆ 居住系サービスの利用者数

単位：人

		平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
介護給付	自立生活援助	0	0	0	0	0	0
	共同生活援助 (グループホーム)	4	4	7	7	7	6
訓練等給付	施設入所支援	12	11	10	10	9	9

資料：福祉介護課

◆ 町における居住系サービスの提供体制

		令和4年度末における 提供体制	備考
介護給付	自立生活援助	—	
	共同生活援助 (グループホーム)	○	
訓練等給付	施設入所支援	○/△/●	

資料：福祉介護課

- 凡例
- ◎：町内事業所により提供可能
 - ：町以外の魚沼圏域の事業所より提供可能
 - △：魚沼圏域外にある新潟県内の事業所を利用することで提供可能
 - ：居住地特例により、新潟県外の事業所を利用することで提供可能
 - ：近隣での提供可能な事業所がない、又は過去に利用実績が全くない

【課題】

共同生活援助（グループホーム）は、平成31年度から利用者が増加し、その後はほぼ横ばいとなっています。3 生活の場・働く場の状況でも示した通り、一定数の方が将来的にグループホームでの生活を希望しています。障がい者が住み慣れた地域で生活するためにはその設置が必要と考えていますが、現在、町内での整備が進んでいません。民間事業者等の参入を視野に入れ、設置に向けて取り組んでいく必要があります。

施設入所支援は、平成29年度から令和4年度にかけて、ほぼ横ばいとなっています。施設入所支援を提供する事業所は、主に南魚沼市や魚沼市にあり、利用者は各施設に入所してサービスを受けています。サービスを利用している利用者の中には、障がい特性による行為等で、施設単独での対応が困難な方がいます。今後の施設入所支援の提供体制として、関係者間で情報共有や方向性の確認、県の介入による支援などを取り入れ、利用者及び入所先の事業所を総合的に支援できる体制を整えていく必要があります。

(4) 相談支援の状況

相談支援は、相談支援事業所の相談員の介入による障がい者の総合的な援助方針の提案や障がい福祉サービスの利用調整、地域生活が不安定な障がい者を対象に相談を中心とした支援を行うサービスです。平成29年度から令和4年度までの利用者数及び令和4年度時点での町における提供体制は、以下のとおりです。

◆ 相談支援の利用者数

単位：人

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	56	47	54	55	54	52
地域相談支援 (地域移行支援)	0	0	0	0	0	1
地域相談支援 (地域定着支援)	2	1	1	1	1	1

資料：福祉介護課

◆ 町における居住系サービスの提供体制

	令和4年度末における提供体制	備考
計画相談支援	○/△/●	
地域相談支援 (地域移行支援)	○	
地域相談支援 (地域定着支援)	○	

資料：福祉介護課

凡例 ◎：町内事業所により提供可能 ○：町以外の魚沼圏域の事業所より提供可能
 △：魚沼圏域外にある新潟県内の事業所を利用することで提供可能
 ●：居住地特例により、新潟県外の事業所を利用することで提供可能
 —：近隣での提供可能な事業所がない、又は過去に利用実績が全くない

【課題】

相談支援は、主に南魚沼市の「相談支援センターみなみうおぬま」がサービスを提供しています。平成29年度から令和4年度の利用者数は、ほぼ横ばいとなっています。

南魚沼地域においては、障がい者の相談支援のケースが年々増加しており、「相談支援センターみなみうおぬま」の他、地域内の他の相談支援事業所の抱える案件数が増加しています。町において障がい者数が増加傾向にあり、今後相談支援の利用増加が見込まれます。

今後の課題として、増加する相談支援に対応するため、町内における相談支援事業所の設立など、必要な整備を行う必要があります。

(5) 補装具費の支給状況

補装具費とは、障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具の購入又は修理をするとき、その費用の一部を給付するものです。平成29年度から令和4年度までの支給決定者数は、以下のとおりです。

◆ 補装具費の支給決定者数

	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給決定者数	11	15	17	15	16	13
交付	9	7	11	10	8	6
修理	2	8	6	5	8	7

資料：福祉介護課

◆ 主な補装具

装具（下肢装具、膝装具、股装具など）、義足、車いす、電動車いす、補聴器、遮光眼鏡、視覚障がい者用安全つえ 等

7 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業は、障がい者や障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、様々なサービスを提供するものです。当該事業は、市町村が実施しなければならない「必須事業」と市町村の判断で柔軟に実施できる「任意事業」で構成されています。町における利用状況は、以下のとおりです。

◆ 地域生活支援事業の利用状況

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
必須事業	①理解促進研修・啓発事業	件数	0	0	1	0	0
	②自発的活動支援事業	件数	0	0	0	0	0
	③相談支援事業	委託事業所数	1	1	1	1	1
		延べ相談件数	2,053	2,629	2,289	2,938	2,669
	④成年後見制度利用支援事業	申請件数	1	0	0	4	4
	⑤成年後見法人後見支援事業	委託事業所数	1	1	1	1	1
	⑥意思疎通支援事業	申請件数	0	0	0	0	0
	⑦日常生活用具給付等事業	申請件数	151	162	173	153	161
	⑧手話奉仕員養成研修事業	件数	0	0	0	0	0
	⑨移動支援事業	利用者数	4	5	3	3	2
延べ時間		28	27	22	8	7	
⑩地域活動支援センター事業	I型	利用者数	10	10	8	9	10
	II型	利用者数	0	0	0	0	0
	III型	利用者数	1	1	1	1	1
任意事業	⑪社会参加推進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)	利用者数	1	1	2	0	2
	⑫日中一時支援事業	利用者数	2	2	3	1	1
		延べ日数	96	43	242	90	91
	⑬訪問入浴サービス事業	利用者数	1	1	1	1	1
延べ件数		57	36	50	51	51	

資料：福祉介護課

※ 相談支援事業は南魚沼市と合同委託しているが、相談件数は湯沢町のみの数値

※ 日常生活用具給付等事業におけるストマ（排泄支援用具）は1月分を1件と計上

【課題】

町における主な地域生活支援事業の利用は、当該事業における相談支援、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センターI型、移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス事業となっています。このうち、地域活動支援センターI型、移動支援は年々利用者数が減少しています。これらのサービスの利用者が減少している要因としては、事業の周知不足などによるものと考えられます。

町の障がい者や障がい児が地域の中で自立した生活を営めるために、当該事業を積極的に利用できる環境整備を行っていく必要があります。

8 障がい児通所支援の状況

障がい児通所支援は、主に施設などへの通所によって、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力の向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行うサービスです。平成29年度から令和4年度までの利用者数及び令和4年度時点での町における提供体制は、以下のとおりです。

◆ 障がい児通所支援の利用者数

単位：人

	令和4年度
児童発達支援	0
医療型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	8
保育所等訪問支援	0
居宅訪問型児童発達支援	0
障がい児相談支援	8

資料：福祉介護課

◆ 町における障がい児通所支援の提供体制

	令和4年度末における提供体制	備考
児童発達支援	◎/○	「◎」の事業所は令和4年7月に開所。
医療型 児童発達支援	—	
放課後等 デイサービス	◎/○	「◎」の事業所は令和4年7月に開所。
保育所等訪問支援	—	
居宅訪問型 児童発達支援	—	
障がい児相談支援	○	

資料：福祉介護課

凡例 ◎：町内事業所により提供可能 ○：町以外の魚沼圏域の事業所より提供可能
 △：魚沼圏域外にある新潟県内の事業所で、事業所が町への訪問等を行うことにより提供可能
 —：近隣での提供可能な事業所がない、又は過去に利用実績が全くない

【課題】

障がい児通所支援については、令和4年7月から、町内にて「ここいろスペース」が児童発達支援及び放課後等デイサービスの提供を開始し、障がい児支援が充実してきました。

障がい児通所支援は、障がい者手帳の交付を受けている児童の他、障がい者手帳等の交付対象とならない児童も、療育上の支援や訓練の必要が認められれば、サービスの対象者としています。

令和4年度末時点での支給決定者数は8名となり、令和5年度に入ってから、児童の保護者から利用の相談や申請が継続しております。これに伴い、当該サービスの相談件数も増加したため、相談支援事業所の対応がひっ迫しています。

増加する障がい児通所支援に対応するため、相談支援の受け皿となる新たな相談支援事業所の設置が急務となっています。また、個々の障がい児に対して質の良いサービスを提供できるようにするため、障がい児通所支援を提供する事業所及び相談支援事業所、町の保健・教育・福祉の各分野が連携を取り、支援を継続して行える体制づくりが必要となっています。

9 日常生活の支援の状況

(1) 各種助成制度及び手当等受給状況

町では、障がい者が地域で自立した生活を営むために、暮らしやすい住宅へ改修するための費用助成として「障がい者向け住宅整備補助事業」や「日常生活用具給付事業」の実施、移動・交通に係る助成として「心身障がい者タクシー利用料金助成」「人工透析患者通院交通費助成」「精神障がい者通院交通費助成」「障がい者施設通所交通費助成」を実施しています。その他、高齢者及び障がい者の方で自力でバスを乗降できる方を対象とした「福祉バス」の運行や、運転免許証を保有していない高齢者及び障がい者を対象とした「高齢者等路線バス運賃助成事業」も実施しています。

障がいに関する手当として、法令に基づく「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」の各種制度があり、町ではこれらの手当の窓口業務を行っています。また、新潟県が実施する「心身障害者扶養共済制度」についても窓口業務を行っています。

◆ 町における各種助成事業

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
障がい者向け住宅整備補助事業	決定者数	1	0	2	0	0	0
日常生活用具給付事業 【住宅改修に関わるもの】	利用者数	0	0	0	0	0	0
心身障がい者タクシー 利用料金助成事業	申請者数	154	170	164	149	144	144
人工透析患者通院 交通費助成事業	利用者数	16	14	15	16	17	15
精神障がい者通院 交通費助成事業	利用者数	29	27	25	26	24	24
障がい者施設通所 交通費助成	利用者数	7	6	6	8	8	15
身体障がい者用自動車 購入等補助事業	決定者数	1	1	1	0	2	1
福祉バス運行	延べ 利用者数	1,536	1,329	1,211	922	975	909
高齢者等路線バス運賃 助成事業	申請者数	-	-	162	51	28	28

資料：福祉介護課

◆ 法令等に基づく各種手当

		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
特別障害者手当	受給者数	14	12	11	12	13	12
障害児福祉手当	受給者数	2	2	2	1	1	1
特別児童扶養手当	受給者数	6	6	6	4	5	6
心身障害者扶養共済	加入者数	3	3	3	3	2	2
	受給者数	6	5	5	5	5	5

資料：福祉介護課

【課題】

各種助成事業においては、申請者等がほぼ横ばいとなっている事業がある一方で、心身障がい者タクシー利用料金助成事業など、平成31年度以降に申請者等が減少している傾向にあります。申請者等が減少した事業については、新型コロナウイルス感染症による利用控えが影響したとみられます。

申請者等が横ばいとなっている事業や申請者等が0人となっている事業は、各種事業の周知を広報等で行い、利用を控えていた対象者や事業の対象になり得る方へ利用促進を図っていく必要があります。

(2) ボランティア活動の状況

障がい者が地域で安心して暮らすためには、障がい部位や程度、社会状況、年齢など、個々に応じて総合的で適切な情報が提供されることが重要です。

町では、広報紙で障がい者に対する情報提供を実施しています。また必要な人にはボランティア団体による録音・テープ等を利用した情報提供が行われています。

◆ 町内で活躍するボランティア団体【障がい者支援関係抜粋】（令和4年度末）

名称	結成年月	会員数	目的、活動内容等
点訳奉仕会 あいあい	昭和56年12月	6	絵本・児童書・一般読書者のための点訳書や、英語・理科等の教科書づくり。また、ゴミ収集カレンダー・健康づくりカレンダーや交流会文書の作成等の活動。
音声訳の会 たんぽぽ	昭和60年6月	12	広報ゆざわ、議会だより、館報ゆきぐに等を音訳し、テープを対象者に届ける活動。
ふれあいサロン ボランティア	平成11年4月	7	社協事業「ふれあいサロン」の手伝い。

※ この他にも、多くのボランティア団体、個人ボランティアの方が活動されています。

資料：湯沢町社会福祉協議会

【課題】

ボランティア活動は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により活動が制限されたため、これまで行ってきた障がい者や障がい児との交流する機会が減少しました。令和5年度からは感染症の制限が大幅に解除され、感染症以前の状態に戻りつつあります。しかし、長期に渡って交流の機会が失われていたため、ボランティアと障がい者・障がい児のつながりが薄れてきています。

コロナ禍以前の交流を行うことができるよう、ボランティア団体の活動支援や育成に努めていく必要があります。

10 福祉のまちづくりの状況

(1) 建築物等の整備状況

公共的な建築物は、障がい者や高齢者の利用に十分配慮した整備、改善が進められる必要があります。また、民間の建築物においても障がい者や高齢者の円滑な利用が可能となるよう、整備を進めていく必要性があります。

町内の主な施設のバリアフリー整備状況は、以下のようになっています。

◆ 町内の主な施設のバリアフリー整備状況

	エレベーター	障がい者用 トイレ	障がい者用 駐車場	玄関 スロープ	点字 ブロック
湯沢町役場	○	○	○	○	○
湯沢町公民館	○	○	○	○	○
湯沢学園	○	○	○	○	
湯沢カルチャーセンター	○	○	○	○	
越後湯沢駅	(構内・東口) ○	○	○	○	○
湯沢町保健医療センター	○	○	○	○	○
湯沢町総合福祉センター	○	○		○	○

資料：福祉介護課

【課題】

町では、障がい者や高齢者が安心して通行できるよう、平成18年より越後湯沢駅東口周辺の歩道拡幅、歩道段差解消のバリアフリー工事を実施しております。

これまで障がい者団体からの要望のうち、越後湯沢駅東口におけるエレベーターの設置については、令和4年12月1日に設置が完了し運用を開始しました。

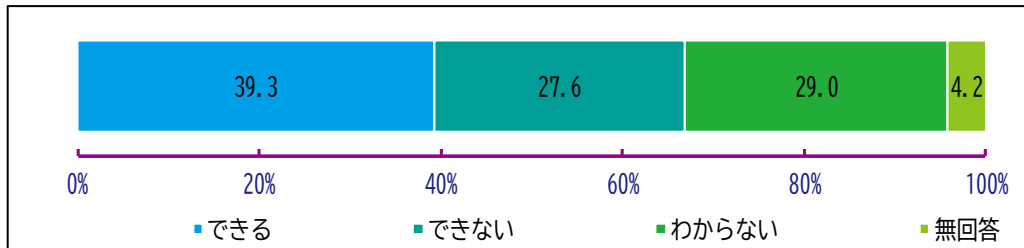
今後についても、公園や道路、不特定多数の方が出入りする建築物等に対して調査等を行い、継続的にバリアフリー化を推奨していく必要があります。

(2) 災害・防犯対策の状況

障がい福祉に関するアンケート調査では、全体の約57%が災害時に「一人で避難できない」「避難できるかわからない」と答えています。町では、災害時の避難支援、避難所までの移送介助が円滑に行えるよう、個別避難計画の整備に取り組んでいきます。

◆ 避難について（アンケート）

Q. あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。



「障がい福祉に関する対象者アンケート調査」より
(回答者数：214人)

【課題】

災害時には、災害発生情報の把握、避難場所までの道のり、避難所での町民との共同生活等、あらゆる点で障がい者への支援が必要となります。また、個別避難計画を策定するにあたり、障がいの程度や特性に応じた防災、災害対策の視点も併せて必要となります。また、災害時に備えて、平常時における福祉避難所の情報提供や訓練等も実施する必要があります。

第3章 湯沢町第4期障がい者計画

I 基本理念及び基本目標

本計画の基本理念は、町の上位計画である湯沢町総合計画の基本政策でかかげる『地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり』とします。また、基本理念の実現のために、7つの基本目標を設定します。

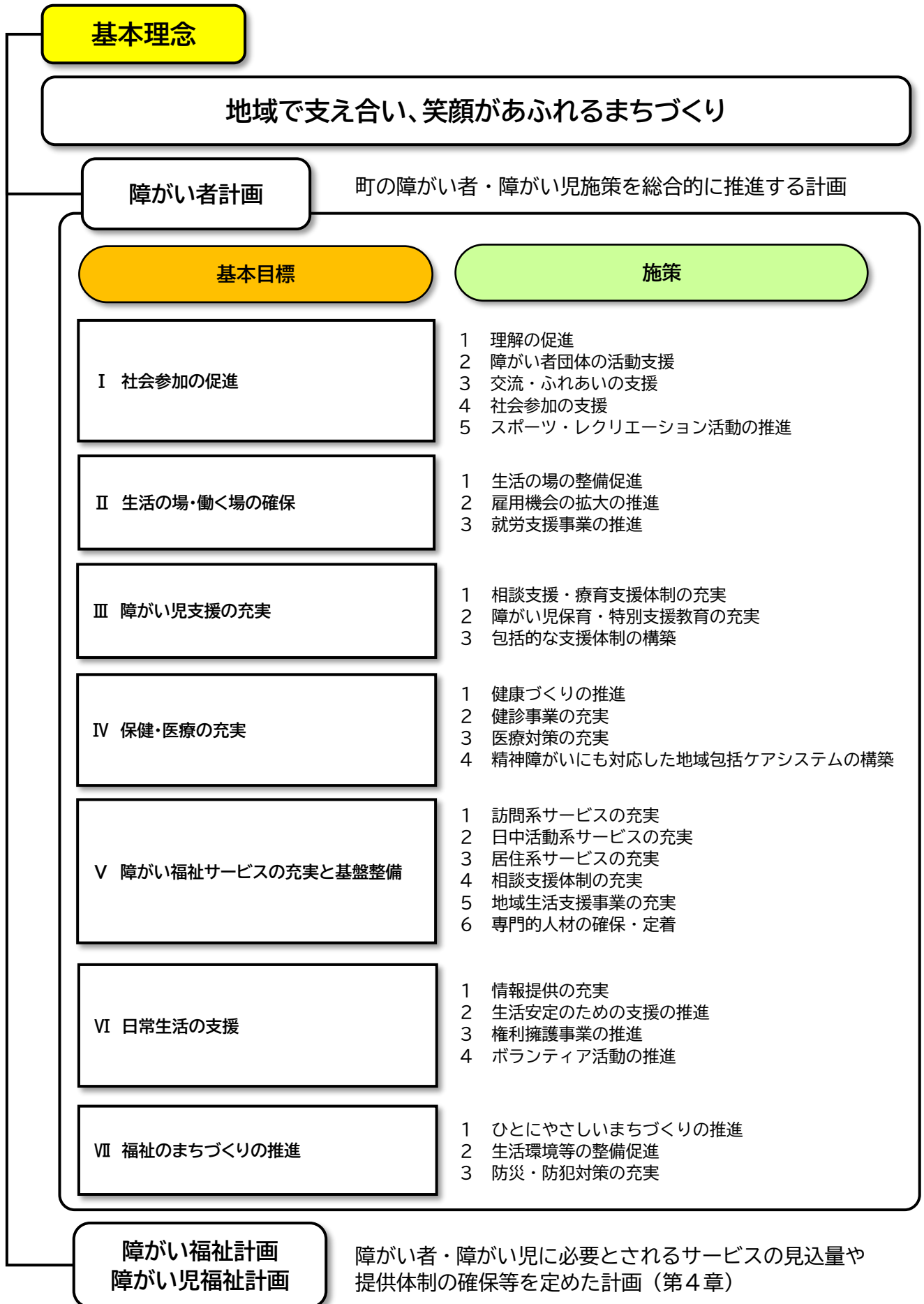
【基本理念】

地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり

【基本目標】

- I 社会参加の促進
- II 生活の場・働く場の確保
- III 障がい児支援の充実
- IV 保健・医療の充実
- V 障がい福祉サービスの充実と基盤整備
- VI 日常生活の支援
- VII 福祉のまちづくりの推進

【体系図】



Ⅱ 施策の展開

Ⅰ 社会参加の促進

障がい者の社会参加を促進することは、すべての町民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら地域に共生する社会づくりにつながります。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響で、社会参加は大きく制限されることとなりました。

社会参加の促進にあたり、感染拡大以前の状況に回復できるよう、広報やスポーツ・レクリエーション活動等を通じ、障がい者福祉への意識向上を促すとともに、障がい福祉サービスや地域行事への参加を促す情報提供や交流機会の拡充に努めます。

【施策】

- 1 理解の促進
- 2 障がい者団体の活動支援
- 3 交流・ふれあいの支援
- 4 社会参加の支援
- 5 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【目標の実現に向けた取り組み】

1 理解の促進

ア 障がいの理解の促進

「ふれあい福祉健康フェスティバル」などのイベントを通じ、町民への障がい及び障がい者に対する福祉への意識向上を促し、障がいに対する不当な差別的取り扱いの禁止と障がいのある人に対する必要かつ合理的配慮の提供など、庁舎内や町民向け研修を通じて周知、理解促進に努めます。

イ 啓発広報活動の充実

広報やホームページ等に、障がい者週間などで記事を掲載し、障がいや障がい者に対する理解を深める啓発広報活動を促進します。

2 障がい者団体の活動支援

ア 障がい者団体への加入促進支援

- 役場窓口における手帳交付時や保健師の訪問などの際に、障がい者団体の加入案内やリーフレットを配布し、団体への加入促進支援を継続します。
- 障がいのある当事者やその家族が障がい者団体を知ることができるよう、広報やホームページなどで団体が実施する活動等について掲載していきます。

イ 障がい者団体の活動支援

- 各種スポーツ大会や福祉大会などへの参加や団体行事等の支援を継続します。
- 障がい者団体の活動促進のため、活動場所の提供や他市町村の同団体との交流の支援を行います。

3 交流・ふれあいの促進

- 「ふれあいサロン」「コスモス」について、事業周知等により効果的な実施を検討します。
- 障がいのある人もない人もともに交流する機会を増やすために、各種イベントの支援をします。その際、ボランティアで協力してくれる方の参加も広く呼びかけます。
- ひきこもりやその恐れのある方が、ボランティア等を通じて人や社会と交流ができるよう、「ひきこもり対策支援事業」の制度周知に取り組んでいきます。

4 社会参加の支援

ア 移動支援の推進

- 町の移動支援における事業について、障がいのある方と各種事業を結びつけられるよう周知を行い、利用促進を図ります。
- 社会福祉協議会等との協力により、屋外の移動が困難となっている障がい者・障がい児の外出を支援するためのガイドヘルパーの確保を推進していきます。

イ 社会参加支援事業の実施等

- 町が実施する交通費助成や補助金助成の利用対象となる方に対して、各制度への結び付けにより社会参加ができるよう、広報及び町ホームページ等からの発信や手帳等の交付時における案内を実施します。
- 現時点では申請のない手話や点字などの意志疎通支援事業について、ニーズを把握した上で事業の実施を図ります。

5 スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 障がい者や障がい者団体が参加、開催するスポーツ・レクリエーション行事等を支援します。
- 湯沢町公民館等の各施設で開催される絵画展や文化祭、各種講座等への障がい者の参加を促進します。

II 生活の場・働く場の確保

障がい者が住み慣れた地域で自立し、暮らしていくためには、その拠点となる住居の確保が必要となります。同時に障がい者がその適性と能力に応じて就労し、経済的な基盤を確立することも求められています。

町では、グループホーム等の住居の整備に向けた取り組みを促進するとともに、一般雇用を基本としながらも福祉的な就労等を含む多様な選択肢を確保し、障がい者の自立を支援していきます。

【施策】

- 1 生活の場の整備促進
- 2 雇用機会の拡大の推進
- 3 就労支援事業の推進

【目標の実現に向けた取り組み】

1 生活の場の整備促進

- 対象者のニーズを踏まえ、障がいのある方が住み慣れた地域で生活できる場を確保するため、事業所と協力し、グループホームの設立に向けた取り組みを行っていきます。

2 雇用機会の拡大の推進

ア 職業相談・職業指導の充実

- ハローワーク、相談支援センター、障がい者就業生活支援センターとの連携を深め、障がい者の職業相談の充実に努めます。

イ 職域拡大・環境改善の強化

- ハローワークや就労支援施設と連携し、職場に出向いて直接障がい者に支援を行うジョブコーチによる支援事業など、障がい者を支援する各種制度について一般企業にPRし、障がい者の雇用、職域拡大、障がいや障がい者に対する理解促進を図ります。
- 障がい者の就業後の職場訪問や生活面でのアフターケア等の支援体制を充実し、職場定着を推進します。
- 就労を希望する障がい者が企業等と結びつけられるよう、雇用に関するマッチングシステムの構築を検討します。

3 就労支援事業の推進

- 就労は希望しているものの、一般企業等での就労が困難な障がい者に対して、身近な場所で就労に向けた知識の習得・能力向上のための訓練ができるよう、「就労移行支援事業・就労継続支援事業」の利用を推進していきます。
- 町役場や関係機関において障がい者施設・作業所の製品の購入や作業委託発注等の促進に資するために「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、支援施設における工賃確保に努めます。
- 通所に係る交通費の助成により、事業の利用促進と負担の軽減を図ります。

Ⅲ 障がい児支援の充実

近年、支援を要する子どもは増加傾向にあり、従来の知的障がい、肢体不自由等の身体障がいに加え、発達障がいのある子どもへの理解と支援が課題となっています。障がいの有無は手帳の有無だけで判断するのではなく、何らかの障がい（疑いを含む）により家庭生活、保育・教育、地域生活において、個別に配慮と支援を必要とするか否かで判断する必要があります。そして、一人ひとりの子どもが持てる力を最大限に発揮しながら成長するためには、障がいの有無にかかわらず地域社会での暖かい育みと、個々の個性と能力に応じた配慮を進めていくことを考えなければなりません。

障がい児の健やかな育ちを支援するにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域で支援が受けられるようにする必要があります。相談支援・療育支援体制を充実させ、地域社会への参加・包容を推進するため、こども園や学校などの行政機関や障がい児通所支援事業所において、障がい児の個々の保育・教育的ニーズに対応する障がい児保育や特別支援教育の充実、事業所への通所による支援を実施しながら、障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。

【施策】

- 1 相談支援・療育支援体制の充実
- 2 障がい児保育・特別支援教育の充実
- 3 包括的な支援体制の構築

【目標の実現に向けた取り組み】

1 相談支援・療育支援体制の充実

ア 相談支援体制の充実

- 保健センターでの母子保健相談、総合子育て支援センターでの児童家庭相談、こども園での子育て相談、学校での教育相談など、子どもを取り巻く関係機関において、子どもが持っている課題や発達の遅れに対する悩みを持つ保護者への行政における相談支援体制を充実させていきます。
- 行政による支援の他、相談支援事業所による相談支援も充実させ、支援を必要とする児童や保護者に対する支援体制を強化していきます。

イ 療育支援体制の充実

- 子どもは成長過程において、「障がい」の有無にかかわらず誰もが支援を必要としていることをふまえ、町の療育支援事業においては、障がいやその疑いのある子どもだけでなく、発達に遅れや育てにくさが見られる子どもも対象として支援していきます。
- 専門的な療育を必要とする子どもについては、長岡療育園、浦佐萌気園診療所などの近隣の療育専門スタッフがいる医療機関と連携しながら、一人ひとりのニーズに沿った療育が受けられるように調整を図ります。

2 障がい児保育・特別支援教育の充実

ア 障がい児保育の充実

- 障がいがあり（疑いも含む）個別の支援を必要とする幼児について、認定こども園での受入れを行います。
- 発達過程において個別の支援を必要とする幼児に対し、加配保育士を配置して療育的視点を持って発達を促し保育を行います。

イ 特別支援教育の充実

- 児童生徒の発達段階に生じる課題に応じた「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成し、介助員も特別支援学級に2名ずつ配置して、その子のニーズに合った教育を行います。
- 学校で障がいに対する理解を深める研修を行うとともに、校内の援助協力体制をつくり、関係機関の協力や連携を図りながらよりよい教育の実現を目指します。
- 通常学級在籍で個別支援が必要な児童・生徒に対しても、特別支援学級の介助員が交流学級に子どもを引率した際に可能な範囲で支援を行います。
- 学校教育において、通常学級と特別支援学級との間で様々な交流教育を積極的に推進します。

3 包括的な支援体制の構築

ア 切れ目のない継続した支援体制の充実

- 認定こども園・小学校・中学校が一貫教育を行っている湯沢学園の特性を生かし、保小中が連携しながら、幼少時から切れ目なく継続的な支援を行います。
- 障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供を行います。

イ 障がいの理解と啓発

- 子どもが抱える課題や発達の遅れは、子どもを取り巻く環境を整備することで改善できることも多くあります。障がいのある子どもたちが当たり前で地域で育ち生活できる環境を作っていくためには、家庭や地域が障がいを理解し、適切な配慮や対応を行っていくことが重要であることから、啓発活動に努めます。

ウ 障がい児を包括的に支援するためのチームによる支援体制及び協議の場の設置

- 特別の支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、保護者からの聞き取りを行いながら、保育士・教員、地域の支援機関のスタッフなどで編成したチームでサポートを行えるよう、体制の整備に取り組んでいきます。
- 町内の中で障がい児を包括的に支援できるようにするため、町における子ども部会を設置します。子ども部会においては、障がい児通所支援を提供する事業所及び相談支援事業所、町行政における保健・教育・福祉の各分野が集まり、町の障がい児に対する支援体制などについて協議を行っていきます。

IV 保健・医療の充実

障がいの原因となる疾病を予防し、障がいを早期に発見・対応することは、障がいの重度化・重複化の予防や介護者の負担の軽減につながります。そのため、湯沢町ファミリー健康プラン（町の健康づくり計画）に基づき、各種保健事業や医療対策の充実を図り、個々の障がいや症状に応じた保健サービスの提供を推進します。また、障がい者本人や介護者の高齢化を念頭に置き、保健、医療、福祉の連携を強化します。

【施策】

- 1 健康づくりの推進
- 2 健診事業の充実
- 3 医療対策の充実
- 4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標の実現に向けた取り組み】

1 健康づくりの推進

ア 障がいの原因となる疾病の予防

- 「湯沢町ファミリー健康プラン」に基づき、心身機能レベルや年代に応じて参加できる運動教室や健康教室、つどいの場など、町全体の健康づくりを進めやすい環境の整備を目指します。
- 日々の生活習慣の積み重ねから引き起こされる疾病による障がい等を予防するために、特定健診受診率の向上や、各種健康診査、特定保健指導等の事後指導の充実を図ります。

イ 心身機能レベルの維持向上

- 脳卒中後遺症者等の心身機能レベルの維持を目指した温水健康体操教室やパワーアップ教室などの事業を継続実施します。

ウ 訪問支援体制の充実

- 県、児童相談所、相談支援センター、医療機関との連携を強化して、定期的な訪問支援ができるような体制整備に努めます。

2 健診事業の充実

- 乳幼児健診や訪問指導等を通じて障がいの早期発見、早期療育への支援を行います。
- 障がい者の健康診査受診を促進します。
- 医療機関との連携を強化し、健康管理の充実を促進します。

3 医療対策の充実

ア 医療費軽減制度の推進

- 医療費の負担軽減及び適切な医療受診の継続を推進するため、自立支援医療等の助成制度について情報提供に努めます。

イ 訪問診療・訪問看護・訪問リハビリの充実

- 医療機関と連携して外出の困難な障がい者のため、訪問診療（歯科を含む）や訪問看護、訪問リハビリの充実が図れるよう検討します。

4 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 平成30年度から令和4年度にかけて、精神障がいのある方（精神障害者保健福祉手帳の交付者・自立支援医療受給者）は増加しています。また、精神障害者手帳や自立支援医療の交付を受けていない方であっても、精神保健に課題を抱える方が潜在的に一定数います。こうした方々やその家族が地域で孤立することがないように、包括的かつ継続的に支援できる「地域包括ケアシステム」を構築するため、保健、医療、障がい者福祉、介護、就労、相談支援事業所などの関係機関が連携できる体制を確保していきます。

V 障がい福祉サービスの充実と基盤整備

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、支援を必要とする障がい者及び障がい児に対して、各種サービスを提供するものです。町では、主に町内や圏域内の福祉資源を活用しながら、サービスの提供を行っています。しかし、支援を必要とする障がいのある方は増加してきており、その支援体制の整備が急務となっています。

障がい福祉サービスを継続的に提供、かつ充実させるために、様々な支援体制の強化に取り組んでいきます。

【施策】

- 1 訪問系サービスの充実
- 2 日中活動系サービスの充実
- 3 居住系サービスの充実
- 4 相談支援体制の充実
- 5 地域生活支援事業の充実
- 6 専門的人材の確保・定着

【目標の実現に向けた取り組み】

1 訪問系サービスの充実

- 在宅の利用者に必要な支援が提供できるよう、ヘルパーの確保と養成を支援し、障がいの種類や程度に応じた居宅介護サービスの充実に努めます。
- 在宅での生活を希望する重度の障がいのある方に対して、重度訪問介護による支援を提案していきます。
- 事業所と協議し、同行援護、行動援護のサービスの確保を図ります。

2 日中活動系サービスの充実

- 短期入所及び生活介護は、各事業所と連携を取りながら継続してサービスの提供を行います。また、短期入所については、その利用が想定される方、特に入所に急を要する方をすぐに支援できるようにするため、地域生活支援拠点における「緊急時の受入・対応」の整備を進めていきます。

- 就労訓練や生産活動を通じ就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を受ける就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用を促進し、企業等への就職につながられるようにします。
- 町における就労系サービスを充実させるため、町内事業所へ提案や協議等を行います。

3 居住系サービスの充実

- 対象者のニーズを踏まえ、障がいのある方が住み慣れた地域で生活できる場を確保するため、事業所と協力し、町内におけるグループホームの整備に向けた取り組みを行っていきます。
- 施設入所支援利用者のうち、施設単独での対応が困難な方に対して、町の福祉・保健の担当者や事業所が集まり、情報共有や支援の方向性の確認を行っていきます。また、必要に応じて県が実施する専門アドバイザー派遣事業も活用し、利用者を総合的に支援できる体制を整えていきます。

4 相談支援体制の充実

- 「相談支援センターみなみうおぬま」を拠点とした障がい者相談支援体制を充実し、障がい者やその家族、介護をしている人などからの相談の対応や訪問による相談、サービス利用に関する支援等を継続して行っています。
- 増加する相談支援に対応するため、新たな相談支援事業所の設立を推進していきます。
- 基幹相談支援センターを活用し、新たな相談支援事業所の人材育成に取り組めます。

5 地域生活支援事業の充実

- 地域生活支援事業を積極的に利用できるよう、制度周知や環境整備を行っていきます。
- 未実施のサービスについては、ニーズの把握に努め、関係機関と協議を行いながら、事業の実施を検討します。

6 専門的人材の確保・定着

- 本計画の推進に向けて、町の福祉分野の人材が必要となることから、「社会福祉士」などの専門的人材を採用・育成し、定着を図ります。

VI 日常生活の支援

障がい者が地域で暮らすには、生活に必要な情報を把握し、生活の安定を図る必要があります。そのための情報提供の充実や、生活安定の支援の充実を推進します。同時に、社会福祉協議会と協力して、ボランティアの参加促進も強化します。

【施策】

- 1 情報提供の充実
- 2 生活安定のための支援の推進
- 3 権利擁護事業の推進
- 4 ボランティア活動の推進

【目標の実現に向けた取り組み】

1 情報提供の充実

- 障がいのある方やその家族を支援するため、町が窓口となっている各種サービスについて、適切なサービスを提案していきます。この他、各種年金や手当の経済的支援制度、障がい者に対する税の減免、割引運賃等経済的負担の軽減措置等の各種制度についても周知し、利用促進を図ります。
- 広報紙や町のホームページ、福祉サービスのしおりをはじめとして、障がいに応じた「点字」や「録音テープ」など多様な方法により情報提供の充実を図ります。

2 生活安定のための支援の推進

- 障がい者が在宅で生活できるよう、住宅改造に係る助成制度の利用の促進を図ります。
- 日常生活用具、補装具など福祉用具の普及周知を図ります。
- 障がい児の受け入れとして、認定こども園や児童クラブ、地域生活支援事業の1つである日中一時支援事業を活用し、その保護者に対する就労支援の推進を図ります。

3 権利擁護事業の推進

- 重度の知的・精神障がい者で後見人等の報酬など必要な経費を支払うことが困難な低所得者に対する「成年後見制度利用支援事業」の周知を行い、利用の促進を図ります。同様に、社会福祉協議会が実施する「法人後見支援事業」についても利用の促進を図ります。
- 社会福祉協議会が実施する、在宅で生活している障がい者で、自立した生活や金銭管理、福祉サービスの利用に不安のある人の相談や支援を目的とした「日常生活自立支援事業」について周知し、利用の促進を図ります。
- 障がいに関する理解を深め、共生社会の実現を目指すため、理解促進研修・啓発事業を実施していきます。
- 地域自立支援協議会を通じ、障がい者虐待防止に関する関係機関の連携協力体制の整備を図ります。

4 ボランティア活動の推進

- 社会福祉協議会を中心に行っているボランティア講座等を支援し、多様なボランティア活動の推進を図ります。
- 町内で活躍するボランティア団体の活動を、広報等で紹介します。
- 社会福祉協議会を中心に、ボランティアの育成と確保、コーディネート(調整)、各種情報の提供、相談等を行うボランティアセンターの充実を図ります。
- ボランティア団体同士、ボランティア団体と障がい者団体等各種団体の連携強化を支援します。

Ⅶ 福祉のまちづくりの推進

バリアフリーとユニバーサルデザインの観点に立って、障がい者はもちろん、すべての町民に住みやすいまちづくり、また湯沢町を訪れる方々に対しても、やさしいまちづくりを推進します。

湯沢町では、新潟県が平成8年に制定した「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づく町内のバリアフリー化、平成16年に制定した「湯沢町交通バリアフリー基本構想」に基づく湯沢駅周辺地区のバリアフリー化の推進に取り組んできました。

今後も進展を続ける障がい者の高齢化を想定し、公共施設や重点整備地区等のバリアフリー化を推進し、防犯、災害時の体制を確立します。

【施策】

- 1 ひとにやさしいまちづくりの推進
- 2 生活環境等の整備促進
- 3 防災・防犯対策の充実

【目標の実現に向けた取り組み】

1 ひとにやさしいまちづくりの推進

- 「新潟県福祉のまちづくり条例」について、その普及を図り、福祉のまちづくりを推進します。
- 「湯沢町交通バリアフリー基本構想」に基づき、駅周辺やバスターミナル、重点整備地区等のバリアフリー化を推進し、全ての町民及び、湯沢町を訪れる方々に「やさしいまちづくり」を促進します。

2 生活環境等の整備促進

ア 建築物等の整備

- 担当課と協力し、新潟県福祉のまちづくり条例に基づいて、施設の新築・改築の際にチェックを行い、適合しない施設については、改修するよう促します。
- 役場や病院等の公共施設におけるバリアフリー化を推進します。

イ 生活環境の整備

- 子どもをはじめ、地域の人達と交流することのできる公園や緑地等について、誰もが気軽に利用できるような施設の整備を検討します。
- 生活に必要な品揃え、出入口、通路及び陳列の高さ等、障がい者、高齢者が買い物しやすい商店づくりを奨励します。
- 公共機関や観光施設等へ、車椅子の配備を推進します。

ウ 道路交通安全の確保等

- 関係機関と協力し、障がい者の通行の妨げとなる、歩道にはみ出した看板等の除去を目指した啓発を推進します。
- 「新潟県おもいやり駐車場制度」をはじめとした障がい者専用駐車スペースの利用等に関する周知を行い、一般の人への駐車スペースの利用マナーの向上と、障がい者に対する理解の促進を図ります。
- 駐車スペースの利用について、公共施設や病院等、障がい者の生活に関連があると思われる施設に、障がい者用の駐車スペースの確保を要請します。

3 防災・防犯対策の充実

ア 防災対策の推進

- 防災担当課と連携し、障がい者や障がい児が災害時に的確に避難等の対応ができるよう、避難場所や避難経路など、避難体制の整備について湯沢町地域防災計画に盛り込みます。また、障がい者や障がい児を対象とした個別避難計画の策定に取り組みます。
- 災害時に備え、平常時における福祉避難所の情報提供を実施します。
- 事業所等における災害時の訓練を推奨します。

イ 防犯体制の確立

- 障がい者が犯罪に巻き込まれる事のないよう、警察との連携を強化し、地域における見守り体制の充実に努めます。

ウ 緊急、災害時の安全体制の強化

- 緊急、災害時に援護が必要な世帯の把握を行い、災害時要援護者台帳を関係機関で共有し、要援護者の安全確保に努めます。

第4章 湯沢町第7期障がい福祉計画 湯沢町第3期障がい児福祉計画

I 概要及び基本理念

1 概要

本計画は、国の基本指針(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号・令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号))に即して、令和8年度を目標年度として、障がい者及び障がい児に対するサービスの提供体制を確保するための目標や、サービスの種類ごとに必要な見込量を定めた実施計画となっています。

2 基本理念

本計画の基本理念は、町の最上位計画である「湯沢町総合計画」の基本政策に基づき定めた「湯沢町第4期障がい者計画」の基本理念である「地域で支え合い、笑顔があふれるまちづくり」としています。また、国の基本指針に定める以下の基本理念を踏まえ計画を推進するものです。

【国の基本理念】

- 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と
障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、
就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障がい福祉人材の確保・定着
- 7 障がい者の社会参加を支える取組

Ⅱ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保

国の基本指針を踏まえつつ、町の障がい福祉サービス等の提供体制の確保について、次のとおり定めます。

1 訪問系サービス

現在利用中の居宅介護、重度訪問介護について継続的に支援できるよう、提供体制の確保に努めます。

2 日中活動系サービス

日中に自宅以外で活動できる場として日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援、自立訓練など）を提供できる体制の確保に努めます。

3 グループホームの確保

令和6年3月現在、町には障がいのある方が入居する共同生活援助（グループホーム）の事業所がありません。地域において自宅以外で障がいのある方が生活できる場を整備するため、ニーズを踏まえた上で、目標年度までに当該施設の設置を目指します。

4 地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域生活支援拠点の機能は、「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能があります。令和6年3月現在は、「相談」「地域の体制づくり」は整備できていますが、残り3つの機能は未整備となっています。この3つの機能について、目標年度までに整備を行い、機能の充実を図ります。

5 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等のサービス提供体制を確保し、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行を推進します。

6 強度行動障がい及び高次脳機能障がいのある方への支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方に対しては、本人を取り巻く支援者間で協議を行いながら方針を定め、支援を行っていく体制を整えていきます。また、町単独で対応が困難なケースがあった場合は、新潟県の専門アドバイザー派遣事業を活用しながら対応を検討していきます。

7 依存症対策の推進

アルコール等の依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施、幅広い普及啓発、相談機関・医療機関の周知、当事者団体を活用した回復支援などの実施に取り組みます。合わせて、地域における様々な関係機関が密接に連携し、依存症のある方やその家族に対する支援体制の整備に努めます。

Ⅲ 相談支援体制の確保

障がい者・障がい児が障がい福祉サービス等を効果的に利用するために、相談支援の充実を図ります。

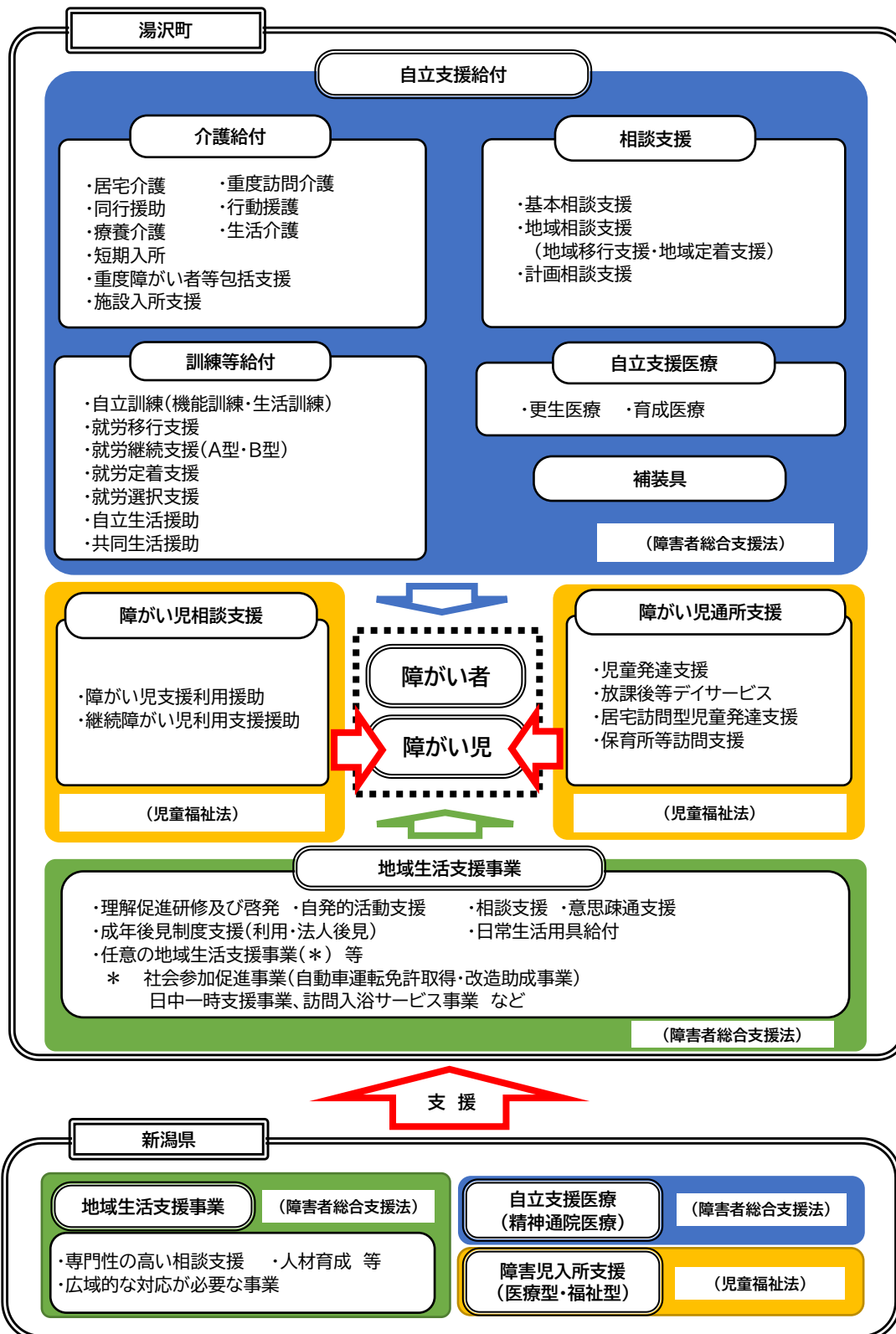
また、基幹相談支援センターを設置し、町や地域における相談支援体制を強化していきます。

Ⅳ 障がい児の支援体制の確保

障がい児の支援は個々の状況に応じて、関係機関が連携して個別に対応しています。令和4年度からは、障がい児通所支援事業所が開所したことにより、これまでの連携に加えて、事業所による支援も充実してきました。目標年度まで現在の支援体制を確保するとともに、関係機関との協議の場を設け、障がい児の支援体制を強化します。

V 障がい者・障がい児に対するサービスの事業体系

障がい者・障がい児に対するサービスは、障害者総合支援法・児童福祉法に基づいて行われます。サービスの体系図は以下のとおりとなっており、障がいのある方を総合的に支援します。



VI 成果目標の設定

国の基本指針に即して、令和8年度を目標年度として、必要な成果目標を下記のとおり設定します。

1 福祉施設の入居者の地域生活への移行

令和4年度時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する者の数を見込み、地域生活に移行する者の目標を設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は以下のとおりです。

○ 国の基本指針

- ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とする。

○ 目標値

項 目		数 値	考 え 方
令和4年度末時点の入所者数 (A)		8 人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度入所者数 (B)		7 人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】	地域生活移行者数 (C)	1 人	施設からグループホーム等へ移行する者の数
	地域移行率 (ア = $(C/A) \times 100$)	12.5 %	
	入所者数削減見込 (D = A - B)	1 人	入所者数にかかる差引減少見込数
	削減率 (イ = $(D/A) \times 100$)	12.5 %	

2 地域生活支援の充実

市町村における地域生活支援拠点等の整備や機能の充実のための体制の構築、強度行動障がい者を有する方への支援体制の充実を行うための目標を設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は以下のとおりです。

○ 国の基本指針

① 地域生活支援の充実

- ・令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- ・年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

② 地域生活支援の充実

令和8年度までに、各市町村又は圏域において、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

○ 目標値

① 地域生活支援の充実

項目	数値		考え方
令和8年度末時点における地域生活支援拠点の機能の確保数	1箇所		地域生活支援拠点のうち、「相談」「地域の体制づくり」については令和5年度末までに整備済。残りの「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・育成」については、令和8年度時点で未整備の状態となっている。令和8年度までにこの3つの未整備の拠点の整備を目指す。 コーディネーターの配置については、現時点で社会福祉士の専門職がないため、目標年度までに採用・配置を行い、連携が取れる体制を整える。 また、体制の運用状況及び検証については、町の自立支援協議会にて実施する（年2回を想定）。
令和8年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人		
地域生活支援拠点の年1回以上の検証・検討の実施回数	令和6年度	2回	
	令和7年度	2回	
	令和8年度	2回	

② 強度行動障がい者を有する方への支援体制の充実

項目	有無	考え方
令和8年度末時点での支援体制の有無	有 ・ 無	保健・福祉・医療など、本人を取り巻く支援者間で協議を行いながら方針を定め、支援を行っていく。また、町単独で対応が困難なケースがあった場合は、新潟県の専門アドバイザー派遣事業を活用しながら検討していく。

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援の各事業）を通じて令和8年度一般就労へ移行する者の目標や就労定着支援事業の利用者数などの目標を設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は以下のとおりです。

- 国の基本指針
- ① 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等（生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。併せて以下の事業についても、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標値を定める。

- ・ 就労移行支援事業
令和3年度の一般就労の移行実績の1.31倍以上
さらに、就労移行支援事業終了者のうち一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ・ 就労移行支援A型
令和3年度の一般就労の移行実績の概ね1.29倍以上
- ・ 就労移行支援B型
令和3年度の一般就労の移行実績の概ね1.28倍以上

- ② 就労定着支援事業の利用者及び就労定着率

- ・ 就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ・ 就労定着支援事業の就労定着率
令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

○ 目標値

① 福祉施設から一般就労への移行

項 目		数値	考え方	
令和3年度の一般就労移行者数		0人	令和3年度において一般就労移行者がいなかったため、まずは1人以上の実績を作ることを目標とする。	
令和8年度の一般就労移行者数		2人		
就労移行支援事	令和3年度の一般就労移行者数	0人		
	令和8年度の一般就労移行者数	0人		
	就労移行支援事業終了者のうち一般就労への移行した者の割合が5割以上の事業所	事業所数 (令和4年度末) (A)		0事業所
		事業所数 (令和8年度末) (B)		0事業所
		割合 (B/A)		- %
就労継続支援A型	令和3年度の一般就労移行者数	0人		
	令和8年度の一般就労移行者数	1人		
就労継続支援B型	令和3年度の一般就労移行者数	0人		
	令和8年度の一般就労移行者数	1人		

② 就労定着支援事業の利用者及び就労定着率

項 目		数値	考え方
利用者数	令和8年度の就労定着支援事業の利用者	0人	利用者が見込まれないため、0人とする。 (令和3年度を最後に対象者がいない)
就労定着率	令和8年度末の就労定着支援事業所の数 (C)	0箇所	町には就労定着支援事業の事業所がないため、0箇所とする。
	上記のうち、就労定着率7割以上の事業所の数 (D)	0箇所	
	目標率 (D/C)	- %	

4 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児に対する総合的な支援体制の構築や障がい児の地域への社会参加・包容の推進、医療的ケア児の支援体制を整備するための目標を設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は以下のとおりです。

- 国の基本指針
- ① 障がい児支援の提供体制

<p>令和8年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上 ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築 ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

- ② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等

<p>令和8年度末までに、各市町村に保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。</p>

- 目標値
- ① 障がい児支援の提供体制

項目	数値・有無	現状及び考え方
令和8年度末時点での児童発達支援センターの設置	0箇所	<p>町では、令和4年度に開所した障がい児通所支援事業所、相談支援事業所、町行政の保健・医療・福祉・保育・教育の各機関が連携し、児童を育てる環境を構築することから、児童発達支援センターは未設置とする。</p> <p>障がい児の地域社会への参加・包容を推進するための体制として、前記の機関が相互に連携をし、障がい児を支援し続ける体制を整えていく。</p> <p>重度心身障がい児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保については、現時点で重度心身障がい児がごく少数で、該当者がいた場合は個別に対応を行っていること、現存する障がい児通所支援事業所が未対応であることから0箇所とする。</p>
令和8年度末までの障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制	有・無	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援の確保	0箇所	
主に重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	0箇所	

- ② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

項目	有無	考え方
令和8年度末時点での協議の場の設置の有無	有・無	<p>児童通所支援の対象児童への対応を協議する場として、令和6年度に湯沢こども部会を設置する。</p> <p>医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、対象者が少数であり、また、組織内における連携により個別に対応できる体制が整っていることから、設置を想定していない。</p>
令和8年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	有・無	

5 相談支援体制の充実・強化等

障がい者・障がい児に対する相談支援体制の目標を設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は以下のとおりです。

○ 国の基本指針

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

○ 目標値

項目	数値・有無	考え方
令和8年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1箇所	令和6年度に設置。
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有・無	月に1度、湯沢町・南魚沼市・相談支援事業所が集まって支援体制や連携を強化するための会議（相談支援連絡調整会議）を実施。現在の体制を維持していく。
令和8年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善を行うために必要な協議会の体制の有無	有・無	個別事例の協議については、湯沢町自立支援協議会における湯沢町部会・湯沢こども部会にて実施する体制を取る。

6 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービスの質向上のための研修等の取組について設定するものです。国の基本指針及び町が設定する目標値は、以下のとおりです。

○ 国の基本指針

令和8年度末までに市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

○ 目標値

項目	有無	考え方
令和8年度時点での障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施するための体制の有無	有・無	組織内における提供体制を強化するため、県などが実施する障がい福祉サービス等に関する各種研修に参加する。 この他、国保連合会が提供する自立支援審査支払システムによる審査結果を分析し、事業所や関係自治体等と共有を行う（相談支援連絡調整会議の議題として実施することを想定）。

VII 活動指標

1 訪問系サービス

(1) サービスの種類と内容

居宅生活を支援する訪問系サービスには、「介護給付」として実施される居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援があります。各サービスの内容は次のとおりです。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類	内 容	対象者及び町内と周辺の事業所
居宅介護	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障がい支援区分1以上の人 ・湯沢町社会福祉協議会（湯沢町）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。	障がい支援区分4以上の人で所定の項目に該当する人 ・湯沢町社会福祉協議会（湯沢町） ・土屋訪問介護事業所（新潟市）
同行援護	視覚障がい、移動に著しい困難を有する方に、外出及び移動時における必要な支援等を行います。	視覚障がいのある人で所定の項目に該当する人 <u>※町内及び周辺地域に事業所なし</u>
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危機を回避するための必要な支援、外出支援を行います。	障がい支援区分3以上の人で所定の項目に該当する人 <u>※町内及び周辺地域に事業所なし</u>
重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。	障がい支援区分6の人で所定の項目に該当する人 <u>※町内及び周辺地域に事業所なし</u>

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績と、今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

【サービスの見込量】

種類	単位	6期計画						7期計画（見込量）		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績（暫定）			
居宅介護	時間分	128	127	136	101	145	64	150	150	150
	人分	15	10	16	10	17	8	12	12	12
重度訪問介護	時間分	25	70	25	175	25	271	200	200	200
	人分	1	1	1	3	1	2	3	3	3
同行援護	時間分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重度障がい者等包括支援	時間分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 単位：「時間分」… 1か月あたりの利用時間数 「人分」… 1か月あたりの利用人数

(3) サービス確保のための方策

- ・ 居宅介護については、事業所や相談支援事業所と連携し、現在のサービス提供体制を維持していきます。また、障がいの種類や程度に応じたケアを行うことのできるヘルパーの確保や養成を図るため、事業所に必要な情報の提供や協議等を行っていきます。
- ・ 重度訪問介護については、令和3年度から1事業所が町でサービス提供を開始したため、ニーズが増加しています。より重度の障がいのある方で、在宅での生活を希望する方が快適に生活できるよう、サービスの提供体制を維持していきます。
- ・ 居宅介護及び重度訪問介護以外のサービスは、町内及び近隣に事業所がありますが、障がい者等の生活状況等を踏まえた上で、提供体制の構築を検討します。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの種類と内容

日中活動を支援するサービスには、短期入所、療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）があり、生活介護、は介護給付としてサービスが提供され、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援は訓練等給付としてサービスが提供されます。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類		内容	対象者及び町内と周辺の事業所
介護給付	① 短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め福祉施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	障がい支援区分1以上の障がいのある人又は障がいのある子ども ・グループホームおひさま（福祉型）（南魚沼市） ・太陽・大地の家（福祉型）（南魚沼市） ・マイトーラ（福祉型）（南魚沼市） ・まきはたの里（福祉型）（南魚沼市） 等 ※ 医療型は町内及び周辺地域に事業所なし。
	② 短期入所 (医療型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め病院、診療所、老健施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	
	③ 療養介護	医療と常時介護を必要とする重度障がいの方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのあるひとのうち、所定の項目に該当する人 ・国立病院機構新潟病院（柏崎市） ・国立病院機構西新潟中央病院（新潟市）等
	④ 生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排泄・食事の介護等を行うとともに、創作的活動、又は生産活動の機会を提供します。	障がい支援区分3（施設入所の場合は区分4）以上の人 ※50歳以上の場合は障がい支援区分2（施設入所の場合は区分3）以上の人。 ・湯沢町社会福祉協議会【基準該当】（湯沢町） ・マイトーラ（南魚沼市） ・まきはたの里（南魚沼市） ・やいろの里（魚沼市） 等
訓練等給付	⑤ 就労移行支援	企業等での就労を希望、就労が可能と見込まれる方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職に必要な支援を行います。	65歳未満の障がいのある人で所定の項目に該当する人 ・魚野の家（南魚沼市） ・セルプこぶし工房（南魚沼市）
	⑥ 就労継続支援 A型	企業等での就労が困難な方で、雇用契約に基づき継続的に働くことが可能な65歳未満の方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65歳未満の障がいのある人で、所定の項目に該当する人 ・魚沼わさび苑（魚沼市）
	⑦ 就労継続支援 B型	企業等での就労が困難な方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上が期待される者に、通所による働く場を提供します。	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、所定の項目に該当する人 ・あさひばら（湯沢町） ・魚野の家（南魚沼市） ・セルプこぶし工房（南魚沼市） ・南魚沼鈴木農場（南魚沼市） 等
	⑧ 就労定着支援	一般就労した障がいのある方の就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続のために必要な連絡調整や指導・助言を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人 ・魚野の家（南魚沼市） ・セルプこぶし工房（南魚沼市） 等
	⑧ 就労選択支援 【令和7年度までに施行】	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援するサービスです（令和7年度までに施行予定）。	
	⑨ 自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持向上のため一定の支援が必要な方に、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	身体障がいのある人又は難病等対象者で所定の項目に該当する人 ・新潟県障害者リハビリテーションセンター（新潟市） 等
	⑩ 自立訓練 (生活訓練) 【日中・夜間】	知的障がい又は精神障がいの人で、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	知的障がいのある人、精神障がいのある人で所定の項目に該当する人 ・太陽・大地の家（南魚沼市） 等

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の利用実績と今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

【サービスの見込量】

種類	単位	6期計画						7期計画（見込量）			
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績(暫定)				
介護給付	短期入所(福祉型)	人日分	72	0	72	0	72	0	62	62	62
		人分	3	0	3	0	3	0	2	2	2
	短期入所(医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	療養介護	人分	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	生活介護	人日分	294	230	294	260	294	236	330	330	330
人分		17	12	17	14	17	14	15	15	15	
訓練等給付	就労移行支援	人日分	22	43	22	23	22	18	22	22	22
		人分	1	2	1	1	1	1	1	1	1
	就労継続支援(A型)	人日分	0	0	0	22	0	16	22	22	22
		人分	0	0	0	1	0	1	1	1	1
	就労継続支援(B型)	人日分	374	296	374	300	374	297	399	399	399
		人分	17	18	17	17	17	18	20	20	20
	就労定着支援	人分	1	0	1	0	1	0	1	1	1
	就労選択支援	人分							0	1	1
	自立訓練(機能訓練)	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練:日中)	人日分	22	0	22	0	22	18	22	22	22
		人分	1	0	1	0	1	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練:夜間)	人日分	22	0	22	0	22	28	31	31	31	
	人分	1	0	1	0	1	1	1	1	1	

* 単位:「人日分」…「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用日数」
「人分」…「月間の利用人数」

(3) サービス確保のための方策

- ・ 現在提供を行っているサービスについては、事業所等と連携を行いながら、提供体制を維持できるよう努めます。また、サービスの利用により、就労能力や生活能力の向上が期待できる方に対して提案を行っていきます。
- ・ 短期入所(福祉型)については、利用が見込まれる方やその世帯の状況を予め把握し、サービス利用に備えて、随時サービス提供事業所や相談支援事業所との連携を図ります。また、地域生活支援拠点の機能の一つである「緊急時の受入・対応」にも対応できるよう体制を整えていきます。
- ・ 就労系サービス(就労移行支援・就労継続支援A型/B型・就労定着支援・就労選択支援)については、就労を希望する障がいのある方を対象にサービスの内容や事業所等の情報を分かりやすく提供します。また、就労継続支援A型及びB型を利用する方で、訓練等により能力が向上した方については、就労移行支援や就労定着支援につなげられるよう支援を行っていきます。

3 居住系サービス

(1) サービスの種類と内容

住まいの場を提供する居住系サービスには、自立生活援助、施設入所支援と共同生活援助（グループホーム）があり、施設入所支援は介護給付としてサービスが提供され、自立生活援助・共同生活援助が訓練等給付としてサービスが提供されます。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類		内容	対象者及び町内と周辺の事業所
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排泄・食事の介護等を行います。	障がい支援区分4以上の人 (※50歳以上の場合は障がい支援区分3以上の人) ・マイトラ (南魚沼市) ・まきはたの里 (南魚沼市) ・やいろの里 (魚沼市) ・六花園 (魚沼市) 等
訓練等給付	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がい者等が地域で生活するにあたり、定期的な巡回訪問や随時の対応等の適切な援助を行います。	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障がいのある人等 ※町内及び周辺地域に事業所なし
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	障がいのある人。ただし、身体障がいのある方にあたっては、65歳未満の人又は65歳に達する日までに障がい福祉サービス等の利用をしたことがある人 ・グループホームおひさま (南魚沼市) ・グループホームひだまり (南魚沼市) ・太陽の家 (南魚沼市) 等

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の利用実績と今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

【サービスの見込量】

種類	単位	6期計画						7期計画 (見込量)		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (暫定)			
施設入所支援	人分	9	8	9	8	9	8	8	8	7
自立生活援助	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人分	12	6	12	6	12	6	7	7	7

* 単位：「人分」… 「月間の利用人数」

(3) サービス確保のための方策

- 共同生活援助（グループホーム）については、町外には事業所がありますが、町内には1つもない状況です。対象者のニーズを踏まえた上で、グループホームの設置に向けた取り組みを実施します。同時に、共同生活を行う障がい者が安心して生活できるよう、地域住民への理解を促します。
- 施設入所支援においては、現在のサービス提供体制を確保するとともに、より重度の障がいのある方の対応を行う事業所に対しては、ケア会議の実施による方向性の確認や県の専門アドバイザー派遣事業の活用などにより支援を行っていきます。

4 相談支援

(1) サービスの種類と内容

計画相談支援（サービス等利用計画作成）については、相談支援センターみなみうおぬまを中心に実施しています。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類	内容	対象者及び町内と周辺の事業所
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	相談支援専門員により、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、サービス等利用計画の作成やモニタリング、障がい福祉サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。	障がい福祉サービスや地域相談支援（地域移行・地域定着支援）を利用する人 ・相談支援センターみなみうおぬま (南魚沼市) 等
地域相談支援 (地域移行支援)	地域における生活に移行するために支援を必要とする方に、住居の確保及び地域における生活に移行するための相談等を行うサービスです。	施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人 ・相談支援センターみなみうおぬま (南魚沼市) 等
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身などで生活する障がいのある人で、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、訪問等の支援を行うサービスです。	施設や精神科病院を退所・退院した人や居宅で一人暮らしをしている障がいのある人等 ・相談支援センターみなみうおぬま (南魚沼市) 等

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の利用実績と今後の需要見込みを踏まえ設定しました。

【サービスの見込量】

種類	単位	6期計画						7期計画（見込量）		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (暫定)			
計画相談支援	人分	16	15	18	15	20	15	20	20	20
	人		48		49		48	50	50	50
地域相談支援 (地域移行支援)	人分	1	0	1	1	1	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人分	2	1	2	0	2	0	1	1	1

* 単位：「人分」…「月間の利用人数」
「人」…「年度末時点における支給決定者数」

(3) サービス確保のための方策

- ・ サービス利用希望者の生活環境等のきめ細かな把握を行い、利用者に応じたサービスの提供につながる支援ができるよう、相談支援体制の整備及び定期的なモニタリングを行います。また、モニタリングの実施により、身体等の症状に変化が見られた場合は、支援者間でケア会議を実施し、サービス等利用計画の見直しを行います。
- ・ 町内において障がいのある方のニーズが増加していることに伴い、現存の相談支援を実施する事業所の対応案件が増加しています。これに対応するため、新たな相談支援事業所が設立・運営できるよう整備を行っていきます。

5 地域生活支援事業

(1) サービスの種類と内容

地域生活支援事業は、市町村が実施しなければならない「必須事業」と市町村の判断で柔軟に実施できる「任意事業」で構成されています。

必須事業は、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤成年後見制度法人後見支援事業、⑥意思疎通支援事業、⑦日常生活用具給付等事業、⑧手話奉仕員養成研修事業、⑨移動支援事業、⑩地域活動支援センター事業です。

一方、湯沢町で実施する任意の事業は、利用者のニーズや地域の事業所等の状況を踏まえ、⑪社会参加促進事業(自動車運転免許取得・改造助成事業)、⑫日中一時支援事業、⑬訪問入浴サービス事業となっています。

【地域生活支援事業】

区 分		サービスの内容
必須事業	① 理解促進研修・啓発事業	障がいのある方に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。
	② 自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
	③ 相談支援事業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助等を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
	④ 成年後見制度利用支援事業	申し立て費用の負担が困難な障がい者等に、成年後見制度の利用のため、町が後見人選任の手続きを行います。また、申立てにかかる費用及び後見人の報酬の一部を助成します。
	⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	社会福祉法人などの法人が成年後見等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行います。法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行います。 湯沢町社会福祉協議会がこの事業を行っています。
	⑥ 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣を行います。
	⑦ 日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。
	⑧ 手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業です。
	⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。
	⑩ 地域活動支援センター事業	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動を提供し、社会との交流促進の便宜を図ります。
任意事業	⑪ 社会参加推進事業 (自動車運転免許取得・改造助成事業)	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
	⑫ 日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を目的とします。
	⑬ 訪問入浴サービス事業	訪問入浴車により障がいのある人の自宅を訪問し、入浴サービスを行います。

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の実績と、今後の利用見込を踏まえて設定しました。

【サービスの見込量】

事業名	単位	6期計画						7期計画(見込量)		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量等	実績	見込量等	実績	見込量等	実績(暫定)			
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	無	有	無	有	無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(3) 相談支援事業										
①障がい者相談支援事業(基本相談)	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	3	4	4	3	5	1	3	3	3
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	有	有	有
(6) 意思疎通支援事業										
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用人数	0	0	0	0	0	0	1	1	1
	派遣者延べ人数	0	0	0	0	0	0	1	1	1
②手話通訳者設置事業	実設置人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(7) 日常生活用具給付等事業										
①介護・訓練支援用具	給付等件数	1	0	1	0	1	1	1	1	1
②自立生活支援用具	給付等件数	1	0	1	1	1	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	給付等件数	1	1	1	0	1	0	1	1	1
④情報・意思疎通支援用具	給付等件数	1	1	1	1	1	0	1	1	1
⑤排泄管理支援具	給付等件数	168	161	168	178	168	180	180	180	180
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	給付等件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(8) 手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了人数(登録見込者数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(9) 移動支援事業	実利用人数	4	2	4	3	4	3	3	3	3
	延べ利用時間(H)	40	7	40	9	40	4	10	10	10
(10) 地域活動支援センター機能強化事業										
自市町村分	実施箇所数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他市町村分	実施箇所数	2	1	2	1	2	1	1(※町のみ)	1(※町のみ)	1(※町のみ)
	実利用者数	10	9	11	8	12	6	8	8	8
(11) 社会参加推進事業										
自動車運転免許取得	給付等件数	1	0	1	0	1	0	1	1	1
自動車改造助成事業	給付等件数	1	2	1	1	1	0	1	1	1
(12) 日中一時支援事業	実利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用回数(回)	90	91	90	102	90	119	120	120	120
(13) 訪問入浴サービス事業	実利用人数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	延べ利用回数(回)	50	51	50	49	50	16	50	50	50

(3) サービス確保のための方策

- ・ 日常生活用具給付等事業以外については、サービスの新規利用者が年間数名であることが現状です。新規手帳交付時での案内や相談員への情報提供、事業所との連携等により、サービス利用希望者が申請・利用しやすい体制づくりを進めます。
- ・ 現時点で未実施の事業については、利用者のニーズを把握した上で実施を検討します。

6 障がい児通所支援

(1) サービスの種類と内容

障がい児に対応するサービスには、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援があります。

【サービスの種類と内容】

サービスの種類	内 容	対象者及び町内と周辺の事業所
児童発達支援	日常生活の基本動作の指導、知識と技能の教育、集団生活への適用訓練等を行います。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められた未就学の障がいのある子ども <ul style="list-style-type: none"> ・ここいろスペース（湯沢町） ・共生ふれんど（南魚沼市） 他
放課後等デイサービス	生活能力向上のための訓練等を通じて自立を促進し、放課後の居場所を提供するサービスです。	学校教育法第1条（幼稚園及び大学を除く）に規定している学校に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる子ども <ul style="list-style-type: none"> ・ここいろスペース（湯沢町） ・共生ふれんど（南魚沼市） 他
保育所等訪問支援	専門の児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための支援を行います。	認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設に通う障がいのある子どもであって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた子ども
居宅訪問型児童発達支援	障がい児通所支援を受けるために外出することが困難である重度の障がいを抱える障がい児に対し、居宅を訪問し発達支援を行うサービスです。	重度心身障がいのある子ども等 <u>※町内及び周辺地域に事業所なし</u>
障がい児相談支援	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントするサービスです。	通所給付決定の申請に係る障がいのある子どもの保護者 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターみなみうおぬま（南魚沼市） 等

(2) サービスごとの見込量

サービス見込量については、令和3年度から令和5年度の実績と、今後の利用見込を踏まえて設定しました。

【サービスの見込量】

種類	単位	6期計画						7期計画（見込量）		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		見込量	実績	見込量	実績	見込量	実績 (暫定)			
児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0	22	22	22
	人分	0	0	0	0	0	0	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日分	0	0	0	102	0	170	182	182	182
	人分	0	0	0	8	0	12	14	14	14
保育所等 訪問支援	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障がい児相談 支援	人分	2	0	2	2	2	10	10	10	10
	人		0		9		13	15	15	15

* 単位：「人日分」… 「月間の利用人数」×「1人1か月当たりの平均利用人数」
「人分」… 「月間の利用人数」
「人」… 「年度末時点における支給決定者数」

(3) サービス確保のための方策

- 児童通所支援及び放課後等デイサービスについては、令和4年度から1事業所が町でサービス提供を開始し、ニーズが増加しています。障がい児通所支援の提供については、サービス提供事業所及び相談支援事業所、保育・教育・保健の各分野との連携を取り、療育が必要とされる児童に対して支援を行えるよう体制を整えていきます。

7 その他の支援体制に係る活動指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等に関する支援の活動指標として、下記の見込人数を設定します。

【見込人数】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数及び実施者数	0人	0人	0人	湯沢町では一時療育事業（親子遊び教室）等において、項目の支援プログラム等を実施しているが、発達障がい者等に限定しているものではないため、人数としては見込まない。
ピアサポートの活動への参加人数	3人	3人	3人	町単独でピアサポート活動の実績はないが、南魚沼市で実施するピアサポート講座への出席者数を見込人数として設定した。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る活動指標として、下記の見込回数・人数を設定します。

【見込回数・人数】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	6回	協議の場・目標及び評価の実施回数については、令和6年度及び令和7年度は、湯沢町部会（年2回実施）と湯沢町自立支援協議会（年2回実施）の回数を見込み、各2回と設定。令和8年度は、計画策定年度のため、開催回数を多めに設定。 参加人数については、湯沢町部会と湯沢町自立支援協議会の参加人数を見込み、20人と設定。 保健・医療・福祉関係者の協議の場については、初回の会議にて目標設定を行い、年度の最後の会議にてその評価を実施することを想定し、年2回を設定。
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数	20人	20人	20人	
保健・医療及び福祉関係者による協議の目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回	
精神障がい者の地域移行支援	1人	1人	1人	活動指標において設定した人数分を想定。 （※自立生活援助は事業所がないため、0人とする。）
精神障がい者の地域定着支援	1人	1人	1人	
精神障がい者の共同生活援助	3人	3人	3人	
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人	

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

相談支援体制の充実・強化のための取組における活動指標として、下記の見込回数等を設定します。

【見込回数等】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言	12回	12回	12回	南魚沼市との共同契約により、令和6年4月から現在の委託先相談支援事業所に基幹相談支援センターの委託を行って事業を進めていく。また、令和6年度中に町において相談支援事業所が開所予定であり、当該事業所に基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言を行っていく。
地域の相談支援事業所の人材育成の支援	12件	12件	12件	基幹相談支援センター事業を活用し、令和6年度開所予定の相談支援事業所に人材育成等の支援を実施する。また、町からは相談支援に意欲のある事業所に対して、県が実施する相談支援従事者養成研修への案内など、人材育成に関する情報を積極的に提供する。
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	12回	12回	12回	月に1度、南魚沼市・湯沢町の福祉担当者、相談支援事業所の担当者が集まり、「相談支援連絡調整会議」を実施している。会議の開催により、継続して連携強化を行っていく。
個別事例の支援内容の検証の実施	12回	12回	12回	個別事例の支援内容の検証は、上記の相談支援連絡調整会議にて実施しており、今後も継続して実施する。
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人	令和8年度までに基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置を目指す。
自立支援協議会における相談支援事業所の参画による事例検討	実施回数	4回	4回	毎年度、「湯沢町部会」・「湯沢こども部会」にてそれぞれ各2回ずつ事例検討を実施予定。参加団体は、各部会でそれぞれ6団体参加予定。
	参加団体数	12団体	12団体	
自立支援協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	2部会	2部会	令和5年度においては、湯沢町の障がい福祉全般を議論する「湯沢町部会」のみだが、令和6年度より児童に関する協議を行うための「湯沢こども部会」を設置する。専門部会の実施回数は、令和6年度・令和7年度は各部会で年2回、令和8年度は次期計画策定年のため、各部会で年3回を見込む。
	回	4回	4回	

(4) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組における活動指標として、下記の見込件数等を設定します。

【見込人数・回数】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	考え方
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他研修への町職員の参加人数	2人	2人	2人	担当職員2名程度の参加を見込む。
障がい者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	0回	0回	1回	令和8年度を目途に少なくとも1回程度の審査結果を事象所等と共有する体制を目指します。

第5章 計画の推進体制

I 計画の推進と関係機関との連携

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を実効性のある内容のものとするためには、様々な分野で関係機関が相互に連携を図りながら、総合的に取り組む必要があります。

町においては、関係機関との連携体制をとり、効率的・総合的に計画を推進します。

① 庁内の関係各課との連携

障がい者・障がい児に関わる施策分野は、町行政の多岐に渡るため、庁内の関係各課との連携を取りながら、取り組みを行っていきます。

② 各種団体との連携・共同

障がい者団体、福祉事業者、ボランティア団体等との連携を図りながら、協働で計画の推進に努めます。

③ 地域・企業等との連携

障がい者・障がい児施策を推進するためには、地域住民及び企業等への理解と協力が必要です。地域の特性を生かしながら地域福祉を推進します。また、地域住民と行政のパイプ役である民生委員児童委員は、障がい者への相談活動、各種福祉サービスの周知などで活動場面が多いことから、十分な情報交換と緊密な連携を図っていきます。

④ 近隣市町との連携

地域自立支援協議会及び魚沼圏域障害者地域生活支援連絡調整会議において、近隣市町連携を図りながら、円滑なサービス提供が行える体制を確保します。

⑤ 国及び新潟県の関係機関との連携

雇用分野等を担う国や、地域生活支援事業（広域支援・人材育成など）・自立支援医療（精神通院医療）等を担う県とも連携を図り、計画の推進に努めます。

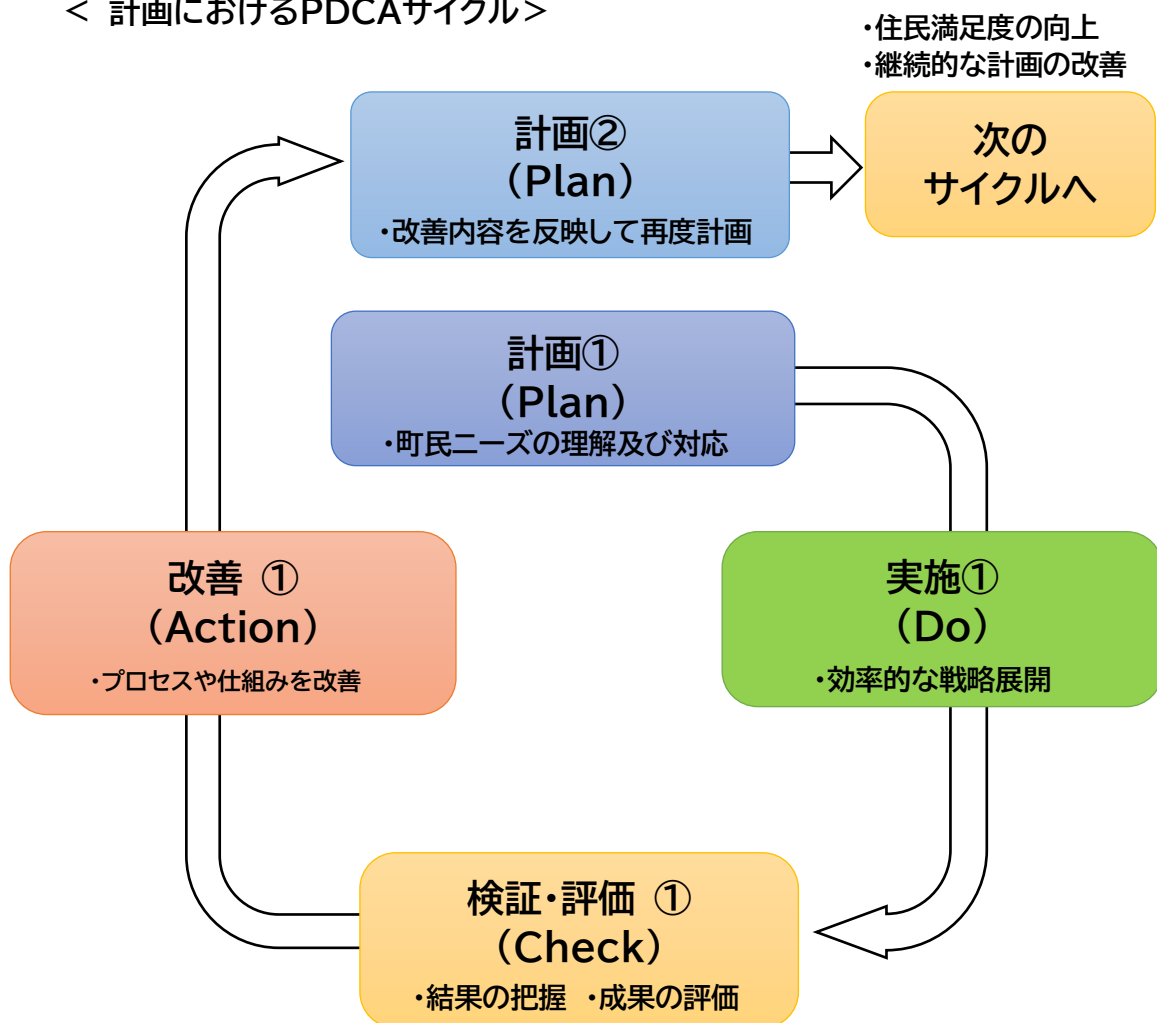
Ⅱ 計画の進捗状況

計画で掲げた各種福祉施策の実施状況や各数値目標の達成状況について、町民や障がい福祉団体の意見を踏まえ、湯沢町自立支援協議会において、PDCAサイクルに基づき、点検・評価を年に1回実施し、その結果に基づいて必要な施策を講じます。

さらに、普段の関わりにおける当事者の声や、当事者とより近い関係の民生委員児童委員、ホームヘルパー等からの情報など、当事者の意向の把握に努め、計画の点検・評価と合わせて、次期計画へ適切に反映します。

また、計画期間の途中であっても、湯沢町自立支援協議会において、必要に応じて計画の見直し等を行っていきます。

< 計画におけるPDCAサイクル >



資料編

I 湯沢町障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画
策定委員会

No.	氏名	所属団体
1	高野 八千代	相談支援センターみなみうおぬま 施設長
2	古藤 正洋	相談支援センターみなみうおぬま 相談支援専門員
3	木村 幸裕	新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部 地域福祉課 課長代理
4	角谷 洋	湯沢町社会福祉協議会 次長
5	須藤 則男	あさひばら 主任サービス管理責任者
6	南雲 かおる	湯沢町健康福祉部健康増進課 主任保健師
7	平賀 菜津子	湯沢町健康福祉部健康増進課 主任保健師
事務局		
	田村 雅彦	湯沢町健康福祉部 部長
	南雲 重幸	湯沢町健康福祉部福祉介護課 課長
	高橋 和也	湯沢町健康福祉部福祉介護課 福祉係 主任

(南魚沼市・湯沢町自立支援協議会 湯沢町部会)

Ⅱ 湯沢町自立支援協議会委員名簿

No.	氏名	法人・機関	役職等
1	高野 八千代	社会福祉法人南魚沼福祉会	相談支援センターみなみうおぬま 施設長
2	山崎 一也	社会福祉法人南魚沼福祉会	まきはたの里施設長
3	井口 隆人	社会福祉法人雪国ボランティア	マイトーラ施設長
4	貝瀬 猛	医療法人越南会	事業所統括部長
5	青木 真由美	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	地域保健課長
6	井口 暁子	南魚沼市立総合支援学校	南魚沼総合支援学校 教諭
7	榎本 由希子	南魚沼公共職業安定所	統括職業指導官
8	木村 幸裕	新潟県南魚沼地域振興局 健康福祉環境部	地域福祉課 課長代理
9	吉田 直人	湯沢町身体障がい者協会	会長
10	上村 正栄	湯沢町精神障がい者家族会	会長
11	角谷 洋	湯沢町社会福祉協議会	次長
12	南雲 節夫	湯沢町民生委員児童委員 協議会	民生委員
13	大津 孝一	湯沢町障がい者相談員	相談員

Ⅲ 計画策定経過

年月日	内容
令和 4年12月20日	令和4年度 第1回 湯沢町部会 ○ 計画に係る個別アンケート調査について (対象者・アンケート内容審査等)
令和 5年 1月16日	令和4年度 第1回 湯沢町自立支援協議会 ○ 計画に係る個別アンケート調査について (対象者・アンケート内容審査等)
令和 5年 2月10日 ～ 令和 5年 3月 3日	障がい福祉に関する個別アンケート送付
令和 5年 7月 6日	令和5年度 第1回 湯沢町部会 ○ 個別アンケート集計結果報告 ○ 計画策定スケジュールについて
令和 5年 8月 9日	令和5年度 第1回 湯沢町自立支援協議会 ○ 個別アンケート集計結果報告 ○ 計画策定スケジュールについて
令和 5年10月20日 ～ 令和 5年11月24日	障がい福祉サービス等提供事業所へ事業所アンケートを送付
令和 6年 1月25日	令和5年度 第2回 湯沢町部会・湯沢町自立支援協議会 【書面開催】 ○ 計画(案)に対する意見 等
令和 6年 1月31日 ～ 令和 6年 2月29日	パブリックコメントの実施
令和 6年 3月12日	令和5年度 第3回 湯沢町部会・湯沢町自立支援協議会 ○ 計画策定及び次年度の方針 等

湯沢町第4期障がい者計画
湯沢町第7期障がい福祉計画
湯沢町第3期障がい児福祉計画

発行・編集 湯沢町役場 健康福祉部 福祉介護課
令和6年3月

〒949-6101
新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877 番地 1
湯沢町総合福祉センター内

電話 025-784-4560
FAX 025-784-4536